

令和2年第1回定例会

斑鳩町議会会議録

令和2年3月2日

午前9時40分開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員（13名）

1番	溝部真紀子	2番	齋藤文夫
3番	中川靖広	4番	小城世督
5番	伴吉晴	6番	大森恒太朗
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
9番	横田敏文	10番	坂口徹
11番	濱真理子	12番	木澤正男
13番	奥村容子		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	佐谷容子	係長	岡田光代
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	中西和夫	副町長	乾善亮
教育長	山本雅章	総務部長	面巻昭男
総務課長	仲村佳真	まちづくり政策課長	本庄徳光
財政課長	福居哲也	税務課長	真弓啓
住民生活部長	加藤恵三	福祉子ども課長	中尾歩美
長寿福祉課長	中原潤	国保医療課長	猪川恭弘
健康対策課長	北典子	環境対策課長	東浦寿也
住民課長	関口修	都市建設部長	植村俊彦
建設農林課長	手塚仁	都市整備課長	松岡洋右
上下水道課長	上田俊雄	会計管理者	黒崎益範
教委総務課長	安藤晴康	生涯学習課長	栗本公生
生涯学習課参事	平田政彦	代表監査委員	佐伯知輝

1, 議事日程

- 日 程 1. 会議録署名議員の指名
- 日 程 2. 会期の決定について
- 日 程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 5. 総務常任委員長報告について
- 日 程 6. 報告第 1 号 監査結果報告について
- 日 程 7. 令和 2 年度施政方針について
- 日 程 8. 議案第 1 号 斑鳩町手話言語条例について
- 日 程 9. 議案第 2 号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例について
- 日 程 10. 議案第 3 号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条
例について
- 日 程 11. 議案第 4 号 斑鳩町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改
正する条例について
- 日 程 12. 議案第 5 号 斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化
に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 13. 議案第 6 号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例につい
て
- 日 程 14. 議案第 7 号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第 9 号）に
ついて
- 日 程 15. 議案第 8 号 令和元年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正
予算（第 3 号）について
- 日 程 16. 議案第 9 号 令和元年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算
（第 4 号）について
- 日 程 17. 議案第 10 号 令和 2 年度斑鳩町一般会計予算について
- 日 程 18. 議案第 11 号 令和 2 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算
について
- 日 程 19. 議案第 12 号 令和 2 年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算につ
いて
- 日 程 20. 議案第 13 号 令和 2 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算に

ついて

- 日 程 2 1 . 議案第 1 4 号 令和 2 年度斑鳩町水道事業会計予算について
- 日 程 2 2 . 議案第 1 5 号 令和 2 年度斑鳩町下水道事業会計予算について
- 日 程 2 3 . 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて (その 1)
- 日 程 2 4 . 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて (その 2)
- 日 程 2 5 . 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて (その 3)
- 日 程 2 6 . 認定第 1 号 町道認定について
- 日 程 2 7 . 同意第 1 号 斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについて
- 日 程 2 8 . 同意第 2 号 斑鳩町農業委員会の委員の認定農業者過半数要件の例外規定適用について同意を求めることについて
- 日 程 2 9 . 同意第 3 号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて (その 1)
- 日 程 3 0 . 同意第 4 号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて (その 2)
- 日 程 3 1 . 同意第 5 号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて (その 3)
- 日 程 3 2 . 同意第 6 号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて (その 4)
- 日 程 3 3 . 同意第 7 号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて (その 5)
- 日 程 3 4 . 同意第 8 号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて (その 6)
- 日 程 3 5 . 同意第 9 号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて (その 7)
- 日 程 3 6 . 同意第 1 0 号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて (その 8)
- 日 程 3 7 . 同意第 1 1 号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求

- めることについて（その9）
- 日 程 3 8 . 同 意 第 1 2 号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求
めることについて（その10）
- 日 程 3 9 . 同 意 第 1 3 号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求
めることについて（その11）
- 日 程 4 0 . 同 意 第 1 4 号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求
めることについて（その12）
- 日 程 4 1 . 同 意 第 1 5 号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求
めることについて（その13）
- 日 程 4 2 . 同 意 第 1 6 号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求
めることについて（その14）
- 日 程 4 3 . 陳 情 第 1 号 「交通事業者への働きかけを強める」意見書採択
のお願いについて
- 日 程 4 4 . 報 告 第 2 号 議会の委任による町長専決処分の報告について
（損害賠償の額の決定について）
- 日 程 4 5 . 報 告 第 3 号 議会の委任による町長専決処分の報告について
（令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）
について）
- 日 程 4 6 . 報 告 第 4 号 議会の委任による町長専決処分の報告について
（損害賠償の額の決定について）
- 日 程 4 7 . 報 告 第 5 号 議会の委任による町長専決処分の報告について
（令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）
について）
- 日 程 4 8 . 報 告 第 6 号 議会の委任による町長専決処分の報告について
（令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）
について）

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時40分 開会)

○議長（坂口徹君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより、令和2年第1回斑鳩町議会定例会を開会します。

ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けします。

中西町長。

○町長（中西和夫君） おはようございます。

令和2年第1回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

平素は、町政諸般にわたり、格別のご支援とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。さて、本定例会は、斑鳩町手話言語条例についてなど、41議案を提出させていただいております。いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますようお願いを申し上げます。

また、去る1月30日から2月5日まで、5日間にわたり佐伯、中川両監査委員には令和元年度の定期監査を実施していただいたところではありますが、終始熱心かつ厳正な監査を賜り、ここに深く感謝を申しあげる次第でございます。本日その結果をご報告いただくことになっておりますが、どうぞよろしくをお願いを申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症につきまして、ここ1、2週間が感染拡大防止の重要な時期となることから、全国の小・中学校及び高等学校等を臨時休校するよう国から要請されたことを受け、本町も明日から春休みまでの予定で、小・中学校を休校とする対応を行うとともに、子どもを持つ共働き世帯等への対応として、学童保育室を開室するなどの対応を図ったところであります。

本町といたしましては、子どもたちを含め、住民の皆さまの感染防止に向け、適切な対応を図ってまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

令和2年度の施政方針及び提出議案の説明は、後刻させていただくこととし、簡単ではございますが、招集にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

○議長（坂口徹君） ただいまから、議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配布しております議事日程表のとおりであります。よって、これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程 1. 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長において指名いたします。

本定例会の会議録署名議員には、2 番 齋藤議員、4 番 小城議員を指名いたします。両議員には、会期中よろしくお願いいたします。

続きまして、日程 2. 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日から本月 25 日までの 24 日間と定めることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から本月 25 日までの 24 日間と決定いたしました。次に、日程 3. 建設水道常任委員長報告についてを議題といたします。

令和元年第 6 回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

8 番、井上委員長。

○建設水道常任委員長(井上卓也君) おはようございます。それでは、建設水道常任委員会委員長報告をさせていただきます。

去る 2 月 18 日、委員会を開き、継続審査案件、委員会所管にかかる事案について報告を受け、審査を行いましたので、その概要について報告いたします。

はじめに、1. 継続審査について。(1) 都市基盤整備事業に関することについて。いかるがパークウェイ整備の進捗について、三室・紅葉ヶ丘区間において、昨年 11 月 30 日に、本線部分の一部の供用が開始され、その後、電柱や隣接店舗の広告塔等の移設が進められており、三室交差点の各方向の右折レーン等の整備が進められることとなっており、現在、三室交差点付近では、水道・ガス等の地下埋設工事、歩道の整備など、交通規制を伴う関係から、夜間に工事が行われているが、特に、周辺においてお住まいの皆様にはご理解とご協力をえながら、引き続き工事が進められていると説明がありました。次に、五百井・興留区間については、引き続き、事業用地の取得に向け、地権者、権利関係者との交渉が進められ、道路計画範囲の約 6 割の用地が取得されたことから、次の段階となる埋蔵文化財の発掘調査についても、奈良国道事務所、奈良県、斑鳩町の 3 者による協議を始め、今後も、引き続き、連携、協力を図りながら、取り組みを進めてまいりたいと説明がありました。次に、事業促進にかかる要望活動については、昨年

12月には、奈良県県土マネジメント部長及び奈良国道事務所長、近畿地方整備局道路部長、また1月には、国土交通省本省におき、大臣政務官及び国道・技術課長と町長が面談を行うとともに要望書を提出するなど、事業促進に向けた要望活動を行い、今後も継続的な事業進捗には、事業予算の確保が重要な課題となるため、関係各所に積極的な働きかけを行っていくとの説明がありました。次に、JR法隆寺駅周辺整備事業について、法隆寺周辺地域とともに「奈良県とのまちづくり連携協定」を活用し、まちづくりの検討を行うこととしているが、現在のところ、県担当者との情報共有を図りながら、事務的な調整を継続的に行っている段階であり、令和2年度には、具体的な事業内容やスケジュールなどを定める基本計画を策定するとともに、JR法隆寺駅周辺整備事業等にかかる基礎調査を行いながら、今後、検討の進捗に合わせ、適時本委員会にも報告をしていくとの説明がありました。委員より、三室交差点の夜間工事について、いかるがパークウェイの興留・五百井道路完成の見込みについて、用地取得の現状について、服部道の混雑について等いくつかの質疑があり、それぞれ理事者より答弁されております。

次に、2. 各課報告事項について。(1) いかるが溜池の多面的活用促進事業について、平成27年度から奈良県が主体となって取り組んでいた、いかるが溜池の多面的活用促進事業について、平成29年度から3か年で工事を進め、現在完成に向けて工事を実施中で、3月末に工事が完了予定であると、現在作成中のいかるが溜池リーフレットにより説明がありました。委員より、いかるが溜池のリーフレットについて、駐車場スペースについて等いくつかの質疑があり、それぞれ理事者より答弁されております。

(2) 昨年11月の建設水道常任委員会において説明があった、県営水道の受水等に関する資料の記載内容の一部に、誤りがあったことのお詫びと訂正があり、資料により説明がありました。

以上が、閉会中におけます当委員会にかかります審査の概要と結果であります。詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ごらんいただきますよう、よろしくお願いいたします。これで、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（坂口徹君） 次に、日程4. 厚生常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

11番、濱委員長。

○厚生常任委員長（濱眞理子君） みなさんおはようございます。

厚生常任委員長報告をさせていただきます。

去る、2月19日全委員出席のもと、厚生常任委員会を開催いたしましたので、その概要をご報告いたします。

継続案件は（１）環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、であります。まず、ごみ処理広域化に関する5市町合同勉強会についてでございます。昨年12月25日、奈良市役所において、構成各市町の副市長・副町長出席のもと、第11回合同勉強会が開催されました。各市町の焼却施設等の現状説明などが行われました。奈良市から現状説明として、奈良市の七条地区を建設候補地として検討をしていることや、建設候補地地元自治会等に対する説明会の進捗状況、また今後の取り組みについて説明があったとのことです。奈良市からは、今後の方向性として、用地確保の目途がついた段階で副首長レベルの検討を経て、最終的には広域化で進んでいくことの方針を固めた上で、首長レベルの協議会に発展させていきたいとの提案があり、それまでは合同勉強会や実務者会議を開催し、課題や実施組織体制などの検討協議を行っていききたいとの報告があったとのことです。次に、斑鳩町一般廃棄物処理基本計画の改定及び斑鳩町災害廃棄物処理計画の策定についてです。現・一般廃棄物処理基本計画が令和2年度末までの計画であることから、令和3年度から令和12年度を計画期間とした基本計画の改定に向け取り組むとのことです。また、災害が発生した場合の廃棄物処理について、適正な処理・再生利用、円滑・迅速処理を目的とした災害廃棄物処理計画の策定に向け取り組んでいくと説明がありました。次に、昨年の年末ごみ持込み事業報告がなされました。一昨年同様、衛生処理場1会場での実施でした。12月29日597件、前年比268件の増、30日1,356件、前年比323件の増、合計1,953件、前年比591件増で、会場周辺の交通渋滞もなかったとのことです。次に、資源物共通指定袋の全町実施を令和2年度より予定し、製作発注しているが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、製作地である中国の工場の生産停止状態が長期化し、納入が大幅に遅延する見込みであると説明がありました。委員より、ごみ処理広域化の見通し等の質問がなされ、町からは具体的な判断材料がなく、参加の可否を検討できる状況にはないとの答弁がありました。また、委員から資源物共通指定袋の納入遅延についての質問があり、自治会や、住民に迅速に周知されるよう要望がなされました。

次に、各課報告事項でございます。（１）国民健康保険税の適正税率について、令和2年度以降の国民健康保険税の適正な税率について、国民健康保険運営協議会に諮問し、ご議論いただいたところ様々なご意見があったとのことです。会長による意見集約では、運営協議会としては、現状では、医療費の見込みや後期高齢者制度の動向など不透明な

部分が多く、令和2年度については現行税率でも黒字が見込まれることから、現行の税率を据え置くものとし、奈良県の動向に注視し、適切な対応を図るようにとの答申をいただいたとのことです。委員からの質疑はありませんでした。

次に（2）幼稚園、保育園等教材費などの援助事業の実施についてです。本事業は、生活保護法による被保護世帯の保護者への補助の創設です。子どもが、認可保育所、認定こども園、町立幼稚園等の新制度移行園に限る幼稚園、地域型保育事業等の保育施設を利用する場合において、保育園等で必要となる日用品・文房具等の購入に要する費用または施設主催の行事への参加に要する費用の一部を補助します。子ども1人につき月額2,500円、年額上限では3万円で、子ども・子育て支援交付金、国3分の1、県3分の1を活用するものです。令和2年4月1日以降に購入からの助成とします。委員から準要保護世帯への同様の補助の要望があり、理事者より一定の答弁がありました。

次に（3）産前産後ヘルパー派遣事業の実施についてです。この事業も子ども・子育て支援交付金対象事業で、補助率は、国3分の1、県3分の1となります。妊娠中や出産後、体調不良等により、家事や育児が困難であり支援が必要な家庭にホームヘルパーを派遣するものです。保健センター内に設置の子育て世代包括支援センターで、支援が必要な妊産婦への相談や訪問を実施されておりますので、保健センターと連携して進められます。委員から利用要件、利用料等の質問があり、また、柔軟な対応を求める意見があり、理事者より一定の答弁がありました。

次に（4）ファミリー・サポート・センター事業の実施について、12月委員会報告後、令和2年4月事業開始に向け準備を進められている内容について報告がありました。

次に（5）マタニティ・子育てタクシー利用料金助成制度の充実について、利用要件を拡大し、広く外出時に利用できるように制度を充実させるとのことです。

次に（6）手話の普及啓発についてでございます。本議会への手話言語条例の上程に関し、斑鳩町聴覚障害者協会からの陳情書や全国での条例制定の動きが高まるなか、従前よりの取り組みの充実を図ることに加え、新規事業として手話に対する理解を深めていただくため、啓発物品を作成し、配布するとのことです。また、災害発生時に備え、手話が必要な人、手話ができる人、それぞれに災害用バンダナを配布し、避難所での円滑な意思疎通をはかるとのことです。委員からの質疑はありませんでした。

次に（7）ふれあい交流センターいきいきの里の利用促進についてでございます。年々利用者が減少していることへの改善策として、令和2年度以降、3つの利用促進対策を実施されるとのことです。高齢者優待共通券を30枚6千円分から50枚1万円分

に拡大します。次に、保健センターにおいての健康マイレージの交換賞品として追加いたします。また、空き缶回収機の交換賞品として追加することをございます。委員からの質疑はありませんでした。

次に（８）介護予防活動支援事業の助成についてです。要綱を一部内容を改正し、令和２年度から４か年延長します。引き続き介護予防活動を行う団体の育成及び支援が必要なため延長を行うものです。活動時間や回数を改正し、介護予防の効果向上を図るとともに金額の範囲を充実させ、対象経費はより活動しやすい環境を整えるとのことです。委員から、対象経費への質問と充実を求める意見があり、理事者より一定の答弁がありました。

次に（９）自動車誤発進防止装置設置費の助成について。町単独事業で令和元年１０月より実施している自動車誤発進防止装置設置費の助成制度がありますが、１２月１３日に閣議決定された補正予算案に、６５歳以上の高齢者が後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置購入等をする際の補助が盛り込まれたことから、重複して補助金を支出することを防止するため、助成対象自動車の要件に「国又は県等から同種の補助金の交付を受け、又は受ける予定がないこと」を加えるとのことです。委員より、国の補助と町補助の関連についての質問があり、理事者より一定の答弁がありました。

次に（１０）産前産後サポートの実施についてであります。この時期の母体の健康管理を行うと同時に、妊産婦が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等を軽減するために、専門性の高い助産師による訪問指導を実施するものです。委員より、資料に示された相談内容への質問があり、理事者より一定の答弁がありました。

次に（１１）折り畳み式ごみボックスの配布について。現在、カラス除けネットでも改善が難しい集積所について試験的に自治会に１個、折り畳み式ごみボックスを配布しているが、自治会によっては２００世帯を超える自治会もあり、１自治会に１個の配布では住民の不公平感もあり、また１個２万円前後と、増設や更新が自治会の負担となっている。このことから令和２年度より、自治会の規模や現在までの配布実績、また、更新配布期間など、一定の基準を設けて、折り畳み式ごみボックスの配布を行うものとのことです。委員からの質疑はありませんでした。

次に（１２）訪問販売お断りシールの配布についてです。訪問販売によるトラブルを未然に防止することを目的に、訪問販売お断りという意思表示シールを全戸に配布することです。玄関のインターホン付近や門等にシール貼付があるのに、訪問販売を行った場合には、奈良県消費生活条例違反となります。委員より、近隣自治体の実施状況

や訪問販売によるトラブルの状況が質問され、理事者より一定の答弁がありました。

次に、新型コロナウイルス感染症について。1月28日に奈良県在住の60歳代男性のバスの運転手が新型コロナウイルスに国内で人から人に感染した初めての事例として報告がありました。奈良県では1月28日(火)に新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されました。本町では1月29日に庁内対策会議を開催し対策について協議されたとのことです。現在、各保健所や県庁に設置されている電話相談窓口等の情報を、随時、町のホームページで周知をはかるとともに、広報やポスター掲示のほか公共施設等に消毒液の配置を行い、国や県の情報を注視しながら感染予防に努めているとのことです。

次に、国保医療課から、業務システム障害の対応についての報告です。昨年12月4日から13日までの10日間のシステム障害はすでに解消しております。本町の記録データの欠落はなく、行政サービスの提供において大きな支障もなかったとのことです。今後、このような事象が発生しないよう、提供業者とともに、未然防止対策をすすめていくとのことです。次に、令和元年12月27日、公用車のドアが突風にあおられて、隣の駐車車両に当たり損傷を与えた事故の報告です。当方に全て過失があることから、相手方のドアの修理をすることで、令和2年1月29日に示談が成立し専決処分を行ったとの報告です。委員からの質疑はありませんでした。次に、環境対策課から職員間の暴行事件についての報告です。1月24日午後3時40分ごろ、斑鳩町衛生処理場事務所において、衛生処理場班長から環境対策課係長に対して暴行事件があったとのことです。翌日の1月25日に上司へ報告があり、同日に西和警察署に被害申告届を行ったとのことです。係長についてはけがはないとのことです。委員からの質疑はありませんでした。各課報告事項については以上です。

次に、その他について各委員からの質問ご意見を伺う前に、私から、前回12月10日の当委員会で、小城委員から理事者に対し、社会福祉協議会の前副会長の勤務実態の資料について提出されたいとの発言があり、私のほうで時間をいただいて調査するという事で終わっておりました。このことについて、調査しましたところ、町が社会福祉協議会の職員の勤務実態について資料を保有しているのであれば、社会福祉協議会の了解をとったうえで議会に報告することができる。その資料を持ち合わせていない場合、別団体ではあるが、社会福祉協議会が町の補助金をもって運営していることから、議員は町に対し、社会福祉協議会に資料を出すように求めるべきであると発言できる。ただし、資料を出すか否かについては、社会福祉協議会の判断となるという結果であったことを報告いたしました。委員からの質疑はありませんでした。

また、その他についての質問、意見もなく、終了をいたしました。

以上が厚生常任委員会の概要報告です。詳細については、会議録に整理いたしますので、ごらんいただけますようお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

- 議長（坂口徹君） 次に、日程５．総務常任委員長報告についてを議題といたします。同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。12番、木澤委員長。

- 総務常任委員長（木澤正男君） それでは、閉会中の1月22日と2月20日に開催した総務常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

最初に1月22日に開催した分ですが、まずはじめに、継続審査案件であります、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題とし理事者に報告を求めたところ、理事者から、特段の報告はないとのことでした。継続審査については、報告を受け一定の審査を行ったということで終わりました。

次に各課報告事項を議題とし、理事者より報告を受けました。1点目は、「聖徳太子」をテーマとした日本遺産への認定申請について、奈良県では、聖徳太子の没後1400年を迎える2021年に向け、県と聖徳太子ゆかりの市町村が連携し、地域横断的なつながりを活かしながら、地域の賑わいや観光振興を含む交流人口の増加につなげることを目的として聖徳太子プロジェクトがすすめられており、昨年末の12月25日に聖徳太子プロジェクト推進協議会の事務局である奈良県文化資源活用課から、聖徳太子1400年御遠忌に向け、「聖徳太子」をテーマとして日本遺産に認定申請することに関して、当町を含む推進協議会幹事会において説明がなされ、翌12月26日には構成市町村に対して、年明け1月6日を期限として認定申請への賛同の是非について確認がされたとのことでした。また年明けの1月8日には、聖徳太子プロジェクト推進協議会が開催され、奈良県と賛同する市町村の連名により、「太子信仰」をストーリーのメインテーマとして、日本遺産に認定申請していくことについて了承がなされ、本町としても、今回の「聖徳太子」をテーマとする日本遺産への認定申請に関しては、聖徳太子1400年御遠忌に向けた情報の発信とまた機運の醸成のため、さらには日本遺産に認定された場合には、文化庁の支援を受けることで、県と関係市町村の地域振興に資するものとして、奈良県と県内また県外の市町村で構成する聖徳太子プロジェクトにおいて進められていくものであり、ストーリーの舞台となる構成文化財として世界遺産・法隆寺のあるまちとして連携・協力して進めていくこととしたものである。また法隆寺に対しても、今回の日本遺産への認定申請について説明をし了承もいただいているとのことでした。更に、資料

に基づき、協議会を構成する市町村や事業の概要、また申請のスケジュール等について報告がありました。質疑をお受けしたところ、委員より、代表自治体は県なのか、曾爾村と聖徳太子との関係性について、橿原市と宇陀市が離脱した理由について、他市町村との関係について、中心的な役割を果たす市町村があるのかという点、また認定の可否がわかるのはいつごろか等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に2点目として、「和のあかり」プロジェクトについて、聖徳太子1400年御遠忌事業「和のあかり」プロジェクトについて、2年目となる今年度は法隆寺にもご協力いただき、3月21日に境内地である南大門前広場も使わせていただきながら開催することで、調整が整った。詳細については2月の当委員会で報告したいとのことでした。

以上で、各課報告事項については、終わりました。

続いて、その他についても委員から特段の質疑、意見等はなく、以上で1月22日の総務常任委員会は閉会をいたしました。

次に、2月20日に開催した総務常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。まず初めに、継続審査案件であります、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、理事者より、奈良大学と共同で進めている斑鳩町における古墳の範囲確認調査について、2月17日から3月31日までの間、昨年度の調査で銅鏡が出土した龍田北1丁目所在の甲塚古墳の範囲確認を目的とした調査に着手していること。また、斑鳩町文化財保護審議会の開催については2月25日に開催を予定していること。また、令和2年度の史跡藤ノ木古墳の春季石室特別公開の実施日が、ゴールデンウィーク期間の4月25日(土)、26日(日)に決まったこと。また、昨年6月13日開催の当委員会で報告した史跡中宮寺跡南東コーナーの進入路の段差における負傷事故について、昨年12月23日に示談が成立し、専決処分した。この件については、3月定例会で損害賠償の額の決定及びこれにかかる一般会計補正予算を議案として報告する予定であること。また、事故の原因となった段差については、昨年9月30日に改修工事を終えていることとともに反省の意が示されました。以上の報告を受け、質疑、ご意見をお受けしたところ、委員より、史跡藤ノ木古墳の石室公開について、来場者が減ってきているのではないか。今後も続けていくという考え方でいいのかとの質疑があり、理事者より一定の答弁がなされました。継続審査については、報告を受け一定の審査を行ったということで終わりました。なお、以前より継続審査案件の名称について検討してきましたが、新たに「斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存、及び活用に関することについて」という名称に変更す

ることについて、委員皆さんの了承をいただきましたので、3月定例会開会中の当委員会で閉会中の継続審査について確認し、それ以降の委員会で反映させていただくことを確認しましたので、あわせて報告させていただきます。

次に、各課報告事項を議題とし、理事者より報告を受けました。

1点目は、第5次斑鳩町総合計画の策定に向けた進捗状況について、昨年12月17日開催の第1回斑鳩町総合計画審議会で用いた資料に基づき、理事者よりその概要について報告を受けました。委員より、南海トラフ地震の発生率について、審議会委員の選考基準について、第4次総合計画についても目標の達成めざしてしっかりやってほしい等の質疑、意見があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に2点目として、令和2年度税制改正大綱の概要について資料に基づき報告を受けました。質疑等はございませんでした。

次に、3点目として、斑鳩町コミュニティバスの王寺駅乗り入れ案について、資料に基づき理事者より報告を受けました。委員より、コミュニティバスの位置情報システムと王寺駅滞在時間等の周知について、コミュニティバス利用状況の把握について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に4点目として、「聖徳太子」をテーマとした日本遺産への認定申請について、資料に基づき理事者より報告を受けました。今回の日本遺産の認定申請にかかる代表自治体について、1月22日開催の当委員会では奈良県が代表自治体となり申請する予定であったものが、その後、王寺町が代表自治体となるということで変更されたとの報告がありました。委員より、代表自治体が王寺町になったことについて納得していないとの意見がありました。

次に5点目として、「和のあかり」プロジェクトについて、資料に基づき、理事者より報告を受けました。質疑等はございませんでした。

次に6点目として、地域文化財総合活用推進事業の活用について、資料に基づき、理事者より報告を受けました。委員より、VRについて質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に、7点目として、学校の情報環境等の整備について、資料に基づき、理事者より報告を受けました。委員より、パソコンは1クラス分でなく、児童生徒全員分購入することなのか、パソコン導入に関する国の考え方について、パソコンを使用した授業について、教育が根本からかわるようなことになるのではないか。今後の方向性について教育長の見解を求められました。また、校内LANの整備に伴うセキュリティ対策

について等の質疑、意見があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に、8点目として、幼稚園・保育園等教材費などの援助事業の実施について、資料に基づき、理事者より報告を受けました。委員から特段の質疑等はございませんでしたが、私のほうから、一定の質疑・応答に加えて準要保護世帯への適用についても町のほうで検討していただきたい旨を意見として申しあげました。

続いて、総務課から3点報告がありました。1点目は全国瞬時警報システム（Jアラート）全国一斉情報伝達訓練における不具合について、2月19日実施の訓練において、町のJアラート機器には情報が届いたが、その情報が防災情報メールとして配信されず、業者により原因の確認を行っているとの報告でした。2点目は消防団無償貸付車両について、消防団第1分団の小型動力ポンプ付積載車が経年劣化から更新予定であったところ、消防庁より消防団無償貸付車両の決定があり、町での車両購入を行わずに更新を行うこととなったとの報告でした。3点目は令和2年度大和川水系総合水防演習・奈良県防災総合訓練の実施について、令和2年5月17日の午前9時から13時までの予定で大和川・富雄川の合流地点である大和川河川敷を利用して訓練が行われること。また、それに伴い準備のため3月2日から5月31日までの間、河川敷が使用できなくなり、広報いかるが3月号で記事を掲載し周知するとの報告でした。次に、まちづくり政策課から1点、いかるがホール・大ホールの舞台吊り物ワイヤーロープの更新工事について、工事内容や工事時期等の報告がありました。次に、財政課から1点、業務システム障害の対応について、昨年12月の当委員会に報告のあった業務システム障害について、すでに障害は解消されていること、また、当町では行政サービスの提供において大きな支障は出ていないとの報告がありました。以上の報告に対し、質疑をお受けしたところ、委員より、いかるがホールの工事について、工事期間と利用の可否について質疑があり、理事者より、予約が入っている日は工事は行わず、空いている日に工事を行う形で対応したいとの答弁がありました。以上で、各課報告事項については終わりました。

次に、その他について、委員みなさんから質疑、ご意見等をお受けしたところ、委員より、法隆寺マラソンの案内に同封されていた民間業者・和空のチラシについて協賛金を含めた扱いに対する町の考え方について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされました。以上で、その他についても終わり、総務常任委員会を閉会しました。

以上が、閉会中の総務常任委員会における審査結果の概要です。なお、詳細につきましては会議録にまとめますので、ご一読いただきますようお願いいたしまして、総務常任委員会の報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（坂口徹君） 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

次に、日程 6. 報告第 1 号 監査結果報告についてを議題といたします。

佐伯代表監査委員の報告を求めます。

佐伯代表監査委員。

○代表監査委員（佐伯知輝君） おはようございます。では、監査報告が 2 つありますので、定期監査報告と財政援助団体等監査結果報告があります。

まず定期監査報告ですが。

令和元年度定期監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、令和元年度の定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により報告書を提出します。

令和 2 年 3 月 2 日

斑鳩町監査委員 佐 伯 知 輝

斑鳩町監査委員 中 川 靖 広

そして 2 ページのほうにいきまして、監査の概要ですが、監査の実施期間、令和 2 年 1 月 30 日から令和 2 年 2 月 5 日まで。監査の実施者は私たち監査委員 2 人です。監査の対象で、監査対象課は下記のとおりで、現地監査の場所と内容も次の 3 か所でありま
す。（2）監査対象事項及び範囲ですが、監査の対象としたのは、令和元年 12 月末現在における令和元年度の一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計にかかる次の事項である。〔1〕予算の執行状況について、歳入の状況、歳出の状況、工事の施工状況。そして〔2〕各種施策と事業の運営にかかる事務の執行状況について。
〔3〕財産管理の状況についてです。

次のページにいきまして、監査の目的、着眼点及び監査手続きは以下の通りでありまして、次の 4 ページで監査の結果であります。1. 予算の執行及び事業の管理状況。監査の結果、監査の対象となった各課等の予算にかかる財務に関する事務は以下のとおり適正に執行されており、水道事業・下水道事業にかかる経営も適正に行われているものと認められた。なお、帳票、証憑の管理も内部統制が良好に働いており、各会計数値とも正確に記録計算されているものと認められた。一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計にかかる令和元年 12 月末現在における歳入歳出予算の執行状況の概要は、次のとおりである。（1）一般会計。①収支の状況。2 行目真ん中あたりからですが、収入済額は 65 億 3,900 万 4 千円、前年度 63 億 2,342 万 9 千円であり、収入率は 67.2 パーセント、前年度 63.8 パーセントより 3.4 ポイントの増

加となっています。一方、支出済額は56億497万3千円、前年度52億4,047万4千円であり、執行率は57.6パーセント、前年度52.8パーセントより4.8ポイントの増加となっています。

その次に歳入の状況ですが、1つ目の町税です。7行目に町民税の現年分個人町民税は、納税義務者数は増加しているが、譲渡所得分の減少により、前年度から2,383万3千円の減少の14億1,113万4千円である。現年度法人町民税は、一部の法人の所得増加や従業者数の増加で均等割が増額となる法人がみられ、前年度より1,413万2千円の増加の7,734万9千円であります。よって町民税の現年分全体では、前年度より970万1千円の減少の14億8,848万2千円となっています。その次、現年度の固定資産税、こちらの方ですけれども、家屋の新增築等により、前年度より2,277万2千円の増加の11億6,498万円である。都市計画税も同様の理由で、前年度より276万8千円の増加の1億3,117万3千円となっています。現年度の軽自動車税は、軽自動車台数の増加等により、前年度より191万円8千円の増加の5,520万円である。たばこ税は、課税標準となる本数がやや減少しているものの、税率改正の影響により、前年度より282万円の増加の1億250万9千円であります。

その次の6ページのほうにいきまして、2つ目の分担金及び負担金ですが、分担金及び負担金は、予算現額1億2,545万4千円に対し、収入済額は9,608万9千円である。前年度の1億272万3千円から663万4千円の減少は、10月からの保育園保育料無償化が主な理由であります。

その次、ちょっと飛んでいただきまして、8ページの上から5行目になりますが、幼稚園保育料の収入済額は472万7千円であり、前年度772万円より299万3千円の減少となっているのは、同じく10月からの町立幼稚園保育料無償化に伴う減少であります。その現象に伴った収入については交付税措置がされております。

その次、ちょっと間飛ばしていただいて、12ページですが、消防費のところ、4行目ですが、先ほども説明あったんですけれども、今年度、消防車を更新する予定であったが、消防庁から車両の無償貸付を受けることになったため、備品購入費以外の予算は、年度末に執行の予定であります。無償貸付になっております。その下、教育費のですね、5行目のところで、予算残額の主なものは、人件費、幼児教育無償化に伴う私立幼稚園就園奨励費及び私立幼稚園保育料等無償化補助金、扶助費、各施設の維持管理費用等であり、年度末までの執行の予定であります。この私立幼稚園保育料等無償化補助金については、収入のほうについても私立幼稚園保育料等無償化負担金で国のほうは段

階的に入金がされております。

その次、13ページにまいりまして、(2)国民健康保険事業特別会計、10行目あたりに、現年課税分の調定額は5億6,037万6千円であり、前年度5億9,289万2千円より3,251万5千円の減少となっています。収入済額は4億444万5千円であり、前年度4億2,044万2千円より1,599万7千円の減少となっています。一方、支出済額は21億8,298万9千円であり、前年度21億8,365万9千円より67万円の減少となっております。次に、(3)介護保険事業特別会計(保険事業勘定)ですが、3行目で予算現額26億1,399万6千円に対し収入済額は14億2,835万5千円、前年度14億7,733万2千円であり、収入率は54.6パーセント、前年度57.7パーセントより3.1ポイントの減少となっています。一方、支出済額は15億3,391万円、前年度14億6,749万7千円であり、執行率は58.7パーセント、前年度57.3パーセントより1.4ポイントの増加となっています。14ページのそのままその続きですが、介護給付費は、支出済額14億336万5千円であり、前年度13億3,828万円より6,508万5千円の増加となっています。その次、(4)介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)ですが、3行目の予算現額1,061万円に対し、収入済額は711万3千円、前年度656万1千円であり、収入率は67.0パーセント、前年度67.9パーセントより0.9ポイントの減少となっています。一方、支出済額は497万1千円、前年度412万5千円であり、執行率は46.9パーセント、前年度42.7パーセントより4.2ポイントの増加となっています。(5)後期高齢者医療特別会計の3行目ですが、予算現額4億5,960万3千円に対し、収入済額は2億7,142万9千円、前年度2億5,440万3千円であり、収入率は59.1パーセント、前年度58.1パーセントより1.0ポイントの増加となっています。一方、支出済額は2億6,598万円、前年度2億4,763万6千円であり、執行率は57.9パーセント、前年度56.6パーセントより1.3ポイントの増加となっています。その次、(6)水道事業会計ですが、次のページの②収益的収支の状況の3行目、水道事業収益は予算現額7億7,762万2千円に対し、執行額は4億8,873万8千円、前年度4億9,349万9千円であり、執行率は62.9パーセント、前年度64.2パーセントより1.3ポイントの減少となっています。一方、水道事業費用は、予算現額7億5,813万1千円に対し、執行額は3億2,564万8千円、前年度3億2,635万1千円であり、執行率は43.0パーセント、前年度43.5パーセントより0.5ポイントの減少となっています。③資本的収支の

状況、資本的収入は予算現額1億6,888万2千円に対し、執行額は2,214万1千円、前年度2,035万8千円であり、執行率は13.1パーセント、前年度10.9パーセントより2.2ポイントの増加となっています。一方、資本的支出は予算現額3億3,912万8千円に対し、執行額は4,360万4千円、前年度4,908万円であり、執行率は12.9パーセント、前年度14.7パーセントより1.8ポイントの減少となっています。建設改良費の執行率は2.4パーセントと低いですが、予定していた工事は全て発注済であります。その次、(7)下水道事業会計にいきまして、16ページですが、②収益的収支の状況の3行目ですが、下水道事業収益は、予算現額6億9,735万8千円に対し、執行額は2億1,226万1千円、前年度2億6,037万6千円であり、執行率は30.4パーセント、前年度37.6パーセントより7.2ポイントの減少となっています。こちらのほうで、今の2行目のかっこ書きで(前年度2億6,037万6千円)と結構多いんですけども、これ補助金のほうが多かったんです。

その次、17ページの報告に添える意見ですが、令和元年度の定期監査の結果はおおよそ以上のおりであり、厳しい財政状況の中で絶えず事業の見直しも行われていて、事務も効率的に運営され、その執行と管理は全て適正に行われているものと認められた。

特に記すべき事項もないが、最後に若干意見を付しておきたいということで、まず(1)ですが、会計年度任用職員制度について。一般的には世間では働き方改革と言われていることなんですけれども、このひとつである雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保、いわゆる同一労働同一賃金の制度が、令和2年4月から始まることとなります。一般的にこの制度は、正社員(無期雇用フルタイム労働者)と非正規雇用労働者(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)の間の不合理な待遇の差をなくすことである。これを公務員のほうで会計年度任用職員制度、こちらのほうになるんですけども、このことから、令和2年4月より会計年度任用職員制度が導入され、人件費が増加となることはやむを得ないと考えますが、今後、増加になりますけれども、これ相当な増額になります。相当な増額の状態が継続するので留意すべきであるということで、1年で終わらないです、今後そのままずっと継続されます。(2)ですが、公共施設管理計画について。平成28年度に策定された斑鳩町公共施設等総合管理計画に基づき、今年度から2か年で各施設別の計画や具体的な方針について策定される。今年度は、各施設の評価・分析が行われ、令和2年度は各施設の保全方針及び対策費用の試算を行い、個別施設計画が策定される。このことから、今後は公共施設等の総合適正管理を行うことにより、財政負担を低減・平準化する必要があります。(3)で、これからの斑鳩町

の財政運営についてですが、上記の会計年度任用職員制度の人件費以外にも、平成30年度決算審査意見書で述べているように、社会福祉費の扶助費が毎年増加しており、下水道事業の建設改良工事も継続されるため、相当な支出の増加が考えられるのでやはり留意していただきたいと思います。また、今後の少子・高齢化や人口減少社会の進行をふまえて、財政だけではなく、人員や施設の最適配置等を検討・実現し、時代に即したまちづくりを行う必要があります。

以上で、定期監査報告のほうを終わりました、その次に、財政援助団体等監査結果報告書にまいりたいと思います。

財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等の監査を次のとおり執行したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

令和2年3月2日

斑鳩町監査委員 佐伯知輝

斑鳩町監査委員 中川靖広

2ページ目めくっていただいて、監査の概要ですが、1. 監査の対象団体及び財政援助額は下記のとおりでありまして、監査の実施日は令和元年11月18日です。実施した監査手続きについては以下のとおりでして、3ページにいきまして、監査の結果ですが、1. 概要。その8行目で単独事業の主なもの、善意銀行の運営、地域福祉活動推進事業として小地域福祉活動の組織化支援と活動の促進・車椅子貸与事業・録音CD貸出し事業・人材バンクの運営・ふれあい交流事業・ボランティアの育成と活動の促進・高齢者社会参加促進事業・高齢者等外出支援事業等、共同募金配分金事業として社協だよりの発行・いきいき体験教室・相談援助事業・緊急情報キット配布事業等、ボランティア基金事業がある。そのほかに、受託事業の主なもの、日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付事業、リフト付き自動車移動支援事業、車椅子昇降用リフト付きマイクロバス管理運行事業これは共同事業ですが、聴覚障がい者支援事業、生活支援コーディネーター配置事業、地域包括支援センター運営事業、これは平成27年度で廃止しております、平成28年度から斑鳩町の直営となっております。

その次の4ページにまいりまして、2. 監査の結果ですが、社会福祉協議会に対する補助金にかかる出納その他の事務は、監査の実施した範囲において適正に執行されているものと認められた。しかし、日常の会計処理や現金管理などは経理規程に基づいて処理されて問題はないが、事業報告書への記載誤りや廃棄済備品の財産目録からの削除漏

れ等、事務局内部での確認不足と思われる小さなミスがありまして、会計事務の強化が求められます。また、当監査以外にも内部監査が四半期ごとに実施されており、外部監査が奈良県福祉部監査指導室により不定期で実施されています。

その次、3. 住民生活部福祉子ども課に対する監査の結果ですが、住民生活部福祉子ども課の補助金の支出にかかる事務は、適正に執行されているものと認められました。その次、4. 運営状況ですが、平成27年度から平成30年度の運営状況と年度推移。社会福祉協議会では下表のとおり平成28年度より会計基準が改正され、地域包括支援センター運営事業の廃止等が行われた。事業区分が社会福祉事業のみとなり、常勤役職員も6名減となっています。会計基準改正に伴い、新旧対照表ですが一番下の事業区分の公益企業の拠点区分が在宅介護支援事業センターの地域包括支援センター運営事業は先ほど説明しましたとおり、平成28年度より斑鳩町の直営となっていますので、なくなっております。

その次、7ページのむすびのところですが、監査の概要及び監査の結果は以上のとおりで、平成27年度から平成30年度及び令和元年度上半期において、特に留意すべき事項は発生していない。また、内部管理面においても概ね適正な執行が行われているものと認められ、重大なリスクにつながる点は見当たらないが、意見を付しておきたい。ということで、1. 共同募金配分金事業についてですが、前回の監査結果報告書、社会福祉協議会の監査結果報告書のことでありますが、社会福祉法人奈良県共同募金会へ共同募金配分金事業の歳末たすけあい配分金事業にて、配分できなかった募金の残余を預け金とする処理について意見を述べたんですけども、今回の監査で、奈良県共同募金会と協議された結果、その預け金を返金してもらうことになり、歳末募金を有効に活用できるようになったのは評価いたしますが、しかし、歳末募金の募金は必要とされる児童や家庭等に対し、民生委員・児童委員を通じて配分されているが、社会福祉協議会事務局は報告書の提出により配分されたと認識されておりますが、これは金銭の授受であることから、できれば受取人より領収書を徴収することが望ましいです。金銭の授受なんで、やはり領収書をもらうべきだと思います。その次に、車椅子昇降用リフト付きマイクロバス管理運行事業についてですが、車椅子昇降用リフト付きマイクロバス管理運行事業におけるマイクロバスの搭乗者保険は加入されているんですけども、その搭乗者保険の内容は確実に把握していただいて、申込み案内に搭乗者保険の内容を記載するとともに、その利用される方々にも申込時に説明すべきだと思います。

以上で、財政援助団体の監査結果報告を終了したいと思います。

ご清聴どうもありがとうございました。

○議長（坂口徹君） これをもって、報告第1号 監査結果報告についてを終わります。

佐伯、中川両監査委員には、連日にわたり綿密な監査を執行いただき、また、本日、詳細な報告をいただきましたことに厚くお礼申しあげます。

なお、佐伯代表監査委員には、監査結果報告終了後、退席を申し出られておりますので、これを許可することといたします。

暫時休憩いたします。

（ 午前10時48分 休憩 ）

（ 午前10時49分 再開 ）

○議長（坂口徹君） 再開いたします。

次に、日程7. 令和2年度施政方針についてを議題といたします。

令和2年度施政方針の説明を求めます。

中西町長。

○町長（中西和夫君） それでは、令和2年第1回斑鳩町議会定例会の開会にあたり、私の町政運営に関する所信の一端を申しあげ、住民皆様並びに議員皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

住民の皆様からご負託を受けました町長としての任期も後半に入りました。この間も斑鳩町を取り巻く社会環境は大変厳しく、様々な課題に直面しながらも、行政運営に取り組み、町政を進めることができましたことは、ひとえに住民の皆様、議員各位のご理解、ご協力に支えられた結果であり、心より感謝を申しあげる次第であります。

さて、本年夏より、いよいよ「東京2020オリンピック・パラリンピック」が開催され、4月13日には聖火が本町を駆け抜けます。また、本年12月には、新たに法隆寺参道沿いに、町が誘致したマルシェやレストランを複合した宿泊施設がオープンするとともに、令和3年には聖徳太子1400年御遠忌を迎え、一層の賑わいと活気が生まれます。さらに、本年4月1日からは町コミュニティバスが王寺駅に乗り入れ、新しい人の流れが生まれます。こうしたチャンスを生かし、インバウンドなどの観光誘客、観光形態が通過型から滞在型へと変わることなどによる地域経済をはじめとした様々な波及効果、そして、この新しい人の流れを本町の活力へとつなげてまいりたいと考えています。こうしたなか、令和2年度予算案では、一般会計で総額90億3千万円を計上しております。前年度と比較して1億3千万円、1.5パーセントの増額となっております。また、一般会計、特別会計及び企業会計を合わせた総予算額は、179億948万

6千円で、9,633万3千円、0.5パーセントの減額となっております。

それでは、第4次斑鳩町総合計画の基本施策の柱に沿って、令和2年度の主要な施策についてご説明申し上げます。はじめに、「道路・交通網」についてであります。幹線道路の整備といたしまして、いかるがパークウェイにつきましては、岩瀬橋西詰から三室交差点までの三室・紅葉ヶ丘区間において、昨年11月30日に本線部の一部供用が行われるなど、整備が順次進展している状況であり、引き続き完成形に向けた工事が進められているところでございます。さらに、小吉田モデル区間東詰から県道大和高田斑鳩線までの五百井・興留区間につきましても、用地取得が継続的に進められており、町としても早期整備が図られるよう、関係機関と連携を図るとともに、地域との調整に努めてまいります。また、奈良県とのまちづくり連携協定の取り組みにつきましては、法隆寺周辺における「歴史・観光まちづくり」の推進や町の玄関口であるJR法隆寺駅周辺の交通結節性の向上など、本町が抱える課題について、県と協議を行い「まちづくり基本計画」の策定を進め、関係機関と調整を図りながら整備手法の検討を行ってまいります。次に、生活道路の整備につきましては、継続して取り組んでいる岡本循環道路や目安堤防道路及び地域からの要望路線を計画的に進めるとともに、生活道路の経年劣化や破損などに対する修繕工事、橋りょう長寿命化計画に基づく橋りょうの点検業務など、安全で快適な生活に支障をきたさないよう、道路施設の適切な維持管理に努めてまいります。公共交通の整備につきましては、コミュニティバスの利用促進を図るため、本年4月1日から王寺駅への乗入れを行ってまいりますとともに、コミュニティバス利用者の利便性向上のため、バスの位置情報や停留所の時刻表が閲覧可能となる位置情報システムを導入してまいります。また、コミュニティバスの実証運行につきまして、令和3年3月で当初予定していた5年間の計画期間が満了することから、王寺駅乗入れを含めた5年間の検証と、令和3年度以後の運営方針について決定してまいります。

次に、「歴史文化」についてであります。令和3年2月22日に迎える「聖徳太子1400年御遠忌」を町内外に発信するとともに、住民に聖徳太子ゆかりの地である斑鳩町の歴史や文化を再認識し、誇りと愛着を深めていただくため、引き続き、「和のあかり」プロジェクトを実施してまいります。また、史跡中宮寺跡につきましては、適切な保存を図りながら、コスモスなどの栽培やイベントの開催などを通じ、多くの方々に聖徳太子ゆかりの文化財への関心を持っていただけるよう、活用に努めてまいります。また、斑鳩町文化財活用センターにおける展示会では、本町と奈良大学との共同で昨年に行った発掘調査を行った甲塚古墳をはじめとする古墳をテーマとした展示会や、「聖徳太子14

00年御遠忌」に向けて、聖徳太子をテーマとした講演会などを開催してまいります。

次に、「文化・芸術」についてであります。文化・芸術活動の拠点である、いかるがホールの設備等の経年劣化などに伴い、大ホールの舞台吊り物ワイヤーロープの更新工事と令和元年度に調査を実施した建物の内外壁タイルの改修工事を行ってまいります。

次に、「生涯学習・生涯スポーツ」についてであります。誰もが安心して公民館を利用することができるよう、中央・東・西公民館の点字ブロックの更新や和式トイレの洋式化など、バリアフリー化のための改修を行うとともに、中央公民館において利用者の利便性向上を図るため、中央公民館南側において駐車場を新たに整備してまいります。また、すこやか斑鳩・スポーツセンター利用者の安全を確保するため、本年4月1日から施設敷地内通路を車両通行禁止とすることに伴い、中央体育館入口前のスポーツ広場を駐車場として活用してまいります。さらに、東京2020オリンピック聖火リレーのルートに斑鳩町が選定されていることから、本町区間における聖火リレーの運営等を実施してまいります。

次に、「学校教育」についてであります。はじめに、時代に応じた教育内容の充実では、学校の実情に応じて、きめ細やかな指導を行うことができるよう、町独自の少人数学級編制について、ティーム・ティーチングや少人数による指導を選択できる制度に改めるとともに、小学校の英語の教科化等が本格実施となることから、引き続き、各小学校に1人ずつ外国語指導助手を配置してまいります。また、プログラミング教育の実施やさらなる教育のICT化を進めるため、国の補正予算を活用し、新年度から令和5年度まで、計画的に児童生徒1人1台の教育用パソコンの導入、大容量の通信ネットワークの整備等、学校のICT環境の整備を段階的に進めてまいります。また、教育環境の整備・充実として、斑鳩中学校において、照明設備LED化にかかる国の交付金の採択を受けたことから、環境に配慮した学校整備に取り組むとともに、2か年計画で取り組んでいる中学校の和式トイレの洋式化を進め、子どもたちがより快適に学校生活を過ごすことができるよう努めてまいります。また、教育上何らかの支援を必要とする児童に細やかな支援を行うことができるよう、小学校に県の加配教員の配置を受けながら通級指導教室の拡充に努めてまいります。さらに、町立幼稚園については、共働き世帯を支援するため、令和3年4月から預かり保育を始めることとしており、円滑にスタートできるように、その準備を進めてまいります。

次に、「男女共同参画」についてであります。男女が双方の人権を尊重し、意識の改革を促すための啓発や、創業支援センターふらっぴん♪を活用して女性就業セミナーを

実施するなど、様々な分野で女性の活躍を支援してまいります。

次に、「健康づくり」についてであります。人生100年時代を見据え、住民の皆様がより長く元気に活躍でき、全ての世代の人が安心できる「全世代型社会保障」の構築が必要となるなか、その基盤として「健康寿命の延伸」が求められており、社会全体で予防・健康づくりの支援を強化していく必要があります。このことから、次世代を含めた全ての人の健やかな生活習慣の形成や生活習慣病等の発症予防や重症化予防をより一層推進し、健康寿命の延伸をめざしてまいります。また、これまでアスベストの健康被害対策として、奈良県が環境省から委託を受け、石綿ばく露者の健康管理の試行調査を行っていましたが、新年度からは、本町が環境省から委託を受け、石綿ばく露者に対する石綿読影の精度確保にかかる調査事業を実施してまいります。

次に、「次世代育成」についてであります。子育てを取り巻く様々な課題に対応するためには、子育てをそれぞれの家庭だけの役割として考えるのではなく、次代を担う子どもたちの健やかな成長を、地域社会全体で支え合う体制づくりを進めていく必要があります。親と子の笑顔きらめく子育て応援のまちの実現に向け、さらなる取り組みを進めてまいります。はじめに、人と人が支え合う子育て支援の取り組みとして、令和元年度から準備を進めてきた育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人とを結ぶファミリー・サポート・センター事業につきまして、本年4月から事業を開始してまいります。また核家族化や地域のつながりの希薄化等により、妊娠、出産、子育てにかかる妊産婦等の不安や負担が増加するなか、妊娠中や出産後に支援が必要な家庭にホームヘルパーを派遣し、住み慣れた地域で安心して子育てができる環境の整備に努めてまいります。さらに、生まれ育った環境によってその将来が左右されることなく、全ての子どもが健やかに成長することができる環境整備として、低所得者を対象に保育園や幼稚園における教材費等の一部を助成し、経済的な負担の軽減に努めてまいります。特に、仕事と子育てを両立できる環境づくりとして、念願でありました病児保育事業を、本年1月15日から開始しており、西和5町の広域連携により、病児保育室の運営を行ってまいります。また、孤立しがちな育児環境において、出産後も安心して子育てができるよう、妊娠期から子育て期にわたるまで地域で切れ目なく支援していくことが課題となっております。こうしたことから、保健センター内に開設している「子育て世代包括支援センター」において、産前・産後の母親のメンタルヘルス対策として、精神的に不安定になりやすい出産直後の母親に対する相談体制を充実させるとともに、自宅に訪問するなど、出産後も安心して子育てができる支援体制の強化を図ってまいります。

次に、「高齢者福祉」についてであります。団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年を5年後に控え、認知症高齢者の増加が今後一層見込まれることから、認知症高齢者を地域で支えるためにも、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる地域包括ケアシステムの構築が重要となってまいります。こうしたことから、高齢者の自立した生活の確保や生きがいつくり、そして社会参加の促進を図るため、介護予防事業や認知症総合支援事業、そして権利擁護事業などを中心とする地域支援事業を進めてまいります。さらに、要介護状態が重度化しないよう、介護保険サービスの円滑な実施や既存の福祉サービス制度の積極的な活用により、高齢者福祉を推進するとともに、地域で支え合う住民の福祉活動が大きな役割を果たすことから、様々な活動を住民主体で進め、みんなが支え合い一人ひとりが輝ける地域づくりをめざしてまいります。また、第7期斑鳩町介護保険事業計画・高齢者福祉計画の最終年度となる新年度では、本町における介護保険事業及び高齢者福祉施策を計画的に推進するため、次期計画を策定してまいります。

次に、「障害者福祉」についてであります。障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことができるまちをめざし、斑鳩町障害者福祉計画及び第5期斑鳩町障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の見直しを行い、地域における共生の実現に向けた総合的な支援の取り組みに、引き続き、努めてまいります。また、平成30年度から聴覚障害者や手話に関わる方々と条例の内容について協議を重ね、本定例会に上程させていただいております「手話言語条例」の基本理念に基づき、ろう者の人権が尊重され、互いに理解し、尊重し合うことができる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、「社会保障」についてであります。国民健康保険制度が、県単位での安定した財政運営を図るためには、支出の大半を占める保険給付に対する財源の確保が重要であります。こうしたことから、国民健康保険税などの歳入の確保はもとより、医療費の増加をできる限り抑えるため、奈良県や国民健康保険団体連合会と連携しながら、県内の市町村が共同で取り組む保健事業などの施策を展開し、歳出の削減に努めてまいります。また、福祉医療に関しましては、乳幼児から中学生卒業までの子ども医療費助成をはじめ、その他、医療費助成につきましても、これまで同様、対象の皆様が安心して医療を受けることができるよう、その助成を継続してまいります。

次に、「風景・景観」についてであります。斑鳩町景観計画及び斑鳩町景観条例に基づき、住民、事業者及び行政がそれぞれの役割を担う協働の景観づくりを進めるととも

に、景観法や都市計画等関係諸制度の活用により、住民の景観形成活動への支援を図ってまいります。

次に、「自然環境」についてであります。県営事業として平成27年度から進めてまいりました、いかるが溜池の環境整備について、親水護岸や遊歩道の整備が完了することから、この資源を活用し、水辺の保全に努めてまいります。また、森林環境譲与税を財源とし、森林資源の適切な管理を図ることを目的に、間伐や人材育成等の森林管理システムを運用し、山林の保全と活用を図ってまいります。

次に、「住宅・生活環境」についてであります。「都市計画マスタープラン」の改定に向け、平成30年度に実施した現状分析と住民意識調査の結果を基に、令和元年度に全体構想案の作成等を実施しており、新年度では、地域別構想案の作成等を進め、計画全体の取りまとめを行ってまいります。また、地震による建築物の倒壊から生命及び財産を守るため、引き続き、既存木造住宅の耐震診断及び改修や耐震シェルター設置に対する支援を行うとともに、ブロック塀等の解体に対する支援を行ってまいります。また地籍調査につきましては、国土調査法に基づき、本町が実施主体となり一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する取り組みであり、新年度に事業計画の策定や調査着手のための事務手続き、事業準備などを進めてまいります。

次に、「環境保全」についてであります。地域の良好な環境づくりを図るため設置している環境保全推進委員の活動支援に努めることにより、地域における身近な環境問題の解決に向けて取り組んでまいります。また、海洋プラスチックごみの問題や地球温暖化など、様々な環境問題について、環境教室や啓発事業により広く学ぶことができる機会を提供し、次世代を担う子どもたちに豊かな自然と良好な環境を継承してまいります。

次に、「ごみ・し尿」についてであります。本町のごみ減量化や資源化、適正処理に関する施策の総合的・計画的な推進の基本となる斑鳩町一般廃棄物処理計画の改定を行い、限りある資源を大切にし、次世代に安心して暮らせる地球環境を引き継ぐため、循環型社会の形成に努めてまいります。また、ごみの減量化を図るため、生ごみに含まれる食品ロスに対する周知啓発を行うとともに、事業系廃棄物の資源化に向けた取り組みを推進してまいります。また、大規模災害時に発生する災害廃棄物を円滑かつ計画的に処理するための基本的な方針となる災害廃棄物処理計画の策定に向けて取り組んでまいります。また、ごみ処理広域化に向けた5市町での勉強会に積極的に参加し、安定的なごみ処理の確立に向けて取り組んでまいります。さらに、最終処分場・ごみ積み替え施設やし尿処理施設の適切な維持管理に努めるとともに、し尿処理施設の耐震化を進めて

まいります。

次に、「防災・防犯」についてであります。「防災」につきましては、昨年も、房総半島台風や東日本台風に伴う記録的な風雨などにより自然災害が全国各地で相次ぎ、甚大な被害が発生したところであります。こうした災害に備え、引き続き、災害用備蓄品の整備を進めるとともに、適確で迅速な避難体制が確立できるよう、県管理河川における浸水想定区域の見直しに合わせ、防災ハザードマップの更新を行ってまいります。また、火災時等における住民の生命・財産を守る消防活動に支障をきたすことのないよう、新年度では消防団第2分団のポンプ車を更新するとともに、災害対応力の確保に向け、消防団に、ゴムボートや救命胴衣等の消防団資機材を新たに配備するなど、消防団活動の充実強化を図ってまいります。さらに、災害に強い安心して生活できるまちづくりに向け、国土強靱化に関し、地域の状況に応じた施策を総合的に実施していくための国土強靱化地域計画の策定に取り組んでまいります。「防犯」につきましては、地域の防犯ボランティア団体と連携した取り組みを進めるとともに、自発的な防犯活動を支援するため、自治会等に対し、防犯カメラの設置に要する費用の一部を補助する制度を、引き続き、実施してまいります。また、悪質電話による高齢者の特殊詐欺等の犯罪被害を未然に防止するため、通話中に自動的に通話内容を録音する機能を有する電話機等の購入費用等の一部を助成する事業を、引き続き実施してまいります。

「交通安全」につきましては、歩行者や自転車が安全に通行できるよう、引き続き、交通安全施設の充実を図るとともに、子どもたちの通学路安全対策として、グリーンベルトの設置などを進めてまいります。また、高齢者の交通事故対策として、運転免許自主返納支援制度について積極的に活用いただけるよう周知してまいります。

次に、「上水道」についてであります。水道事業では、人口減少社会の進展により水需要が減少し、水道施設の稼働率の低下や給水収益の減少が予測されるなか、水道施設の老朽化に伴う更新や耐震化、大規模災害時の危機管理体制の強化が求められております。こうしたことから、浄水場施設等の更新や県営水道の受水について検討を行うとともに中長期的な経営戦略を策定し、持続、強靱、安全な事業運営に向けて取り組んでまいります。

次に、「下水道」についてであります。下水道事業につきましては、企業会計化に伴い、経営状況に応じた整備の推進が重要となることから、生活環境の改善と公共用水域の水質保全に向けて、効率的かつ効果的な事業計画を検討し普及促進に努めるとともに、今後も持続可能な事業経営に向けて、一層の接続促進に取り組んでまいります。

次に、「農業」についてであります。遊休農地対策につきましては、国の農地利用最適化交付金を活用することにより、農業委員会の活動をさらに活性化させるとともに、関係機関と連携をしながら、担い手への農地利用の集積、集約化を推進してまいります。また、土地改良事業では、ため池防災対策・調査計画事業により、新たに防災重点ため池に指定する9か所のため池ハザードマップを作成・公表するとともに、桜池の耐震化を図るため、県営事業により測量設計業務を実施してまいります。また、慶花池につきましては、耐震化の事業採択に必要な事業計画の策定を行いながら、安全・安心なため池整備を推進してまいります。また、農作物に深刻な被害を及ぼしているイノシシ等の野生鳥獣に対し、防護施設設置への補助や捕獲体制の充実を図り、農作物の被害対策に努めてまいります。

次に、「商工業」についてであります。まちあるき観光への転換と新たな観光産業の発展をめざし、創業を促進し、賑わいを創出するため、引き続き、法隆寺周辺地区特別用途地区内での事業所を誘致・支援するための補助制度を実施するとともに、創業支援相談を行ってまいります。

次に、「観光」についてであります。本年12月にオープンの予定でありますマルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業による施設につきまして、斑鳩町のまちあるき観光の拠点として有効に活用し、本町の観光振興に寄与されるよう、事業者とも連携・協力してまいります。また、聖徳太子1400年御遠忌に向けて、国の補助金を活用しながら、引き続き、外国人観光客向けホームページの充実や観光パンフレットを作成するとともに、広域連携DMO関西観光本部と連携し、欧米観光見本市への出展などを行ってまいります。さらに、地域の関係者が広域に連携し、観光客の来訪と滞在の促進を図るため、滞在コンテンツの充実や広域周遊観光促進のための環境整備、情報発信とプロモーションを行ってまいります。

次に、「消費生活」についてであります。消費生活の安全性と消費者の生活知識の向上を図るため、消費生活相談を引き続き、実施するとともに、悪質な訪問販売対策として抑止力のある「訪問販売お断りシール」の全戸配布を実施するなど、より一層の消費者トラブルの未然防止に努めてまいります。

次に、「コミュニティづくり」についてであります。価値観やライフスタイルの多様化、住民相互の連帯感の希薄化などにより、自治会への加入率の低下や担い手不足が課題となっているなか、様々な地域の課題が解決できるよう、地域を支える基礎的な組織である自治会などコミュニティに関わる組織を支援するとともに、コミュニティ活動拠

点の整備・充実を図ってまいります。

次に、「住民の参加と協働」についてであります。協働のまちづくりでは、行政と目的や目標を共有する住民活動の立上げを引き続き支援してまいります。新年度では、活動提案事業制度により、2団体の活動を助成してまいります。

次に、「行財政」についてであります。効率的な組織運営につきましては、ワーク・ライフ・バランスの確保に向け、長時間労働の抑制を図るとともに、職員に対する教育研修の継続的な実施などを通じ、誰もが意欲的に気持ちよく働くことができる職場環境の構築に取り組んでまいります。また、公共施設の総合的な管理につきましては、斑鳩町公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの対応方針の検討に取り組んでおり、新年度では令和元年度に実施した各施設の現況調査等の結果から、全体的な調整を図りつつ、今後10年間の長寿命化等の個別施設計画を策定し、長期的な視点で公共施設の最適化を進めてまいります。また、財政運営につきましては、超高齢化社会の進展に伴い、社会保障関係経費の増大が予測されるなか、会計年度任用職員の制度化による人件費の増加や学校空調設備整備に伴う町債の元金償還の開始など、義務的経費に対する財源不足が見込まれており、財政の硬直化は予断を許さない厳しい状況にあります。こうしたなか、限りある財源を有効に活用するため、事業の執行にあたっては、最小の経費をもって最大の効果が図れるよう、職員とともに危機意識をもって創意工夫を凝らし、自主財源の確保にも努めながら、計画的かつ効率的な財政運営を推進してまいります。

最後に、平成30年度から3か年計画で進めている第5次斑鳩町総合計画の策定につきまして、最終年度となる新年度では、令和3年度からの10年間のまちづくりの指針となる新たな総合計画を策定してまいります。

以上、町政運営に関する私の所信の一端と、新年度における主要施策の概要につきまして申しあげました。私は、「和の精神」のもと、先人たちのたゆまない努力により築きあげてこられた、この素晴らしい斑鳩を、さらに希望に満ちあふれたものとし、次の世代にしっかりと引き継いでいくため、町政の主役である住民の声に耳を傾け、行政だけでなく、住民、各種団体、企業など、斑鳩に関わる、ありとあらゆる方々の力を結集し、「オール斑鳩」で、その取り組みを進めていく所存であります。

どうか議員みなさまがたにおかれましては、さらなるご支援、ご指導を賜りますようよろしくお願いを申しあげます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（坂口徹君） 次に、お手元に配布しております議事日程表の日程8．議案第1号 斑鳩町手話言語条例について、から日程48．報告第6号 令和2年度斑鳩町文化振興

財団事業計画の報告についてまで、以上、41議案を一括上程します。

町長から、本定例会に付議されました町長提案の40議案について、総括提案説明を求めます。

中西町長。

○町長（中西和夫君） それでは、本定例会に付議いたしました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

はじめに、議案第1号 斑鳩町手話言語条例についてであります。手話を第一言語とするろう者の権利を尊重し、手話に対する理解を深め、手話を日常的に使用することができる環境を整えることにより、聴覚障害の有無にかかわらず、ともに生きる共生社会の実現をめざし、手話に関する施策にかかる基本となる事項を定めるものであります。

次に、議案第2号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。地方自治法等の一部を改正する法律が公布され、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、関係する条例において、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第3号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてであります。行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本条例において、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第4号 斑鳩町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてであります。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、新たに会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員におけるサービスの宣誓の方法について、任命権者が常勤の職員と別段の定めをすることができるよう改正を行うものであります。

次に、議案第5号 斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例についてであります。事業系一般廃棄物の減量・資源化を促進するため、事業系生ごみ処理手数料の新設を行うものであります。

次に、議案第6号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が公布され、令和2年4月1日から施行される内容に関し、本条例において、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第7号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）についてであります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億9,914万4千円を追加し、歳入

歳出それぞれ 9 5 億 1, 4 9 7 万 2 千円とするものであります。はじめに、歳入予算の補正についてであります。第 1 5 款 国庫支出金では、第 1 項 国庫負担金で、身体障害者の更生医療給付費が当初見積りを上回ることから、障害者医療費負担金 1 8 3 万 2 千円の増額補正と、国民健康保険にかかる保険基盤安定負担金の確定に伴う 3 万 6 千円の増額補正をお願いするものであります。第 2 項 国庫補助金では 1 億 1, 2 2 7 万 9 千円の増額補正をお願いするものであります。その内容は、個人番号カード交付事業費補助金で、国の補正予算にマイナンバー制度促進の予算が計上されたことにより、本町が負担する通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金の上限見込額が引き上げられ、この費用が補助対象となることから 1 1 5 万 1 千円の増額、地域生活支援事業費補助金で、重度障害者等の日常生活用具給付費が当初見積りを上回ることから、1 2 万 7 千円の増額、情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金で、国の補正予算に G I G A スクール構想の実現に向けた学校の I C T 環境整備促進の予算が計上され、この補助制度を活用して、小中学校の校内通信ネットワークの整備や教育用パソコンの導入等を行うことから、小中学校あわせて 1 億 2 3 3 万 5 千円の増額、学校施設環境改善交付金で、斑鳩中学校の照明設備 L E D 化更新が交付金対象事業として内定されたことから 8 6 6 万 6 千円の増額となっております。次に、第 1 6 款 県支出金では、第 1 項 県負担金で、国庫負担金と同様の理由により、障害者医療費負担金 9 1 万 6 千円の増額補正と、国民健康保険にかかる保険基盤安定負担金 1 万 8 千円の増額補正をお願いするものであります。第 2 項 県補助金では、国庫補助金で申しあげました地域生活支援事業費補助金と同様の理由により 6 万 3 千円の増額補正をお願いするものであります。次に、第 1 8 款 寄附金では、ふるさと納税額が予算現額を上回ることから 2 0 0 万円の増額補正をお願いするものであります。次に、第 2 2 款 町債では、学校教育施設等整備事業債で、国庫補助金で申しあげた小中学校の I C T 環境整備と斑鳩中学校の照明設備 L E D 化更新に要する費用の財源として 8, 2 0 0 万円の増額補正をお願いするものであります。続きまして、歳出予算の補正についてであります。第 2 款 総務費では、第 1 項 総務管理費で、職員の退職に伴う職員退職手当負担金 5, 3 9 5 万 9 千円の増額補正と、歳入で申しあげたふるさと納税額の増額に伴う報償費 8 0 万円の増額補正をお願いするものであります。第 3 項 戸籍住民基本台帳費では、歳入で申しあげたとおり、通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金の上限見込額が引き上げられ、交付金が当初見積りを上回ることから 1 1 5 万 1 千円の増額補正をお願いするものであります。次に、第 3 款 民生費では、第 1 項 社会福祉費で 4 4 1 万 9 千円の増額補正をお願いするも

のであります。その内容は、歳入で申しあげた国民健康保険にかかる保険基盤安定負担金の確定に伴う繰出金7万3千円の増額、歳入で申しあげた更生医療給付費及び日常生活用具給付費が当初見積りを上回ることから、あわせて407万4千円の増額、社会保障・税番号制度対応のためのシステム改修に伴う介護保険事業特別会計への繰出金27万2千円の増額となっております。第2項 児童福祉費では、町立保育所の入所児童に対する保育士の基準配置により、当初予定していた臨時保育士を超える雇用となったことから、賃金等で481万7千円の増額補正をお願いするものであります。次に、第9款 教育費では、第2項 小学校費で、歳入で申しあげた小学校のICT環境整備に要する費用1億1,815万円の増額補正をお願いするものであります。第3項 中学校費では、歳入で申しあげた斑鳩中学校の照明設備LED化更新に要する費用2,650万円の増額補正と、中学校のICT環境整備に要する費用5,460万円の増額補正をお願いするものであります。第5項 社会教育費では、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金への積立を希望される寄附金の積立金で200万円の増額補正をお願いするものであります。最後に、第12款 予備費では、今回の予算補正に要する財源として、6,725万2千円の充当をお願いするものであります。なお、本補正予算では、資源物共通指定袋等購入事業、小中学校ICT環境整備事業及び中学校照明設備LED化事業において、本年度末までに事業を完了させることができないことから、繰越明許費として、あわせて2億479万4千円の予算措置をお願いしております。

次に、議案第8号 令和元年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ443万7千円を減額し、歳入歳出それぞれ33億3,418万7千円とするものであります。はじめに、歳入予算の補正についてであります。第2款 県支出金では、第1項 保険給付等交付金で、令和3年3月からマイナンバーを活用した医療保険資格のオンライン資格確認が導入されることから、個人単位に対応するシステム改修を予定していましたが、国の仕様の提示の遅れなどから年度内の実施が困難となるため、特別調整交付金で451万円の減額補正をお願いするものであります。次に、第4款 繰入金では、保険基盤安定負担金の額の確定に伴い7万3千円の増額補正をお願いするものであります。続きまして歳出予算の補正についてであります。第1款 総務費では、第1項 総務管理費で、歳入で申しあげた国保システム改修業務について、委託料で451万円の減額補正をお願いするものであります。次に、第3款 国民健康保険事業費納付金では、第3項 介護納付金分で、歳入で申しあげた保険基盤安定負担金の額の確定に伴い、7万3千円の増

額補正をお願いするものであります。次に、第9款 諸支出金では、第1項 償還金及び還付加算金で、平成30年度国民健康保険特別調整交付金の額の確定に伴い、返還が生じることから、89万1千円の増額補正をお願いするものであります。最後に、第10款 予備費では、今回の予算補正に要する財源として、89万1千円の充当をお願いするものであります。

次に、議案第9号 令和元年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ99万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ26億1,499万3千円とするものであります。はじめに、歳入予算の補正についてであります。第3款 国庫支出金では、第2項 国庫補助金で、特定個人情報データ標準レイアウト改版等に伴う介護保険システム改修による補助金の受入を行う必要があるため54万2千円の増額補正をお願いするものであります。次に、第6款 財産収入では、介護保険給付費準備基金の運用利息額が当初見込みを上回ることから18万3千円の増額補正をお願いするものであります。次に、第8款 繰入金では、第1項 一般会計繰入金で、国庫補助金と同様の理由により27万2千円の増額補正をお願いするものであります。続きまして、歳出予算の補正についてであります。第1款 総務費では、第1項 総務管理費で、歳入で申しあげたシステム改修による事務事業委託料の増加に伴い委託料で81万4千円の増額補正をお願いするものであります。次に第3款 基金積立金では、歳入で申しあげた運用利息額を介護保険給付費準備基金へ積み立てることから、18万3千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第10号 令和2年度斑鳩町一般会計予算についてであります。予算総額は、歳入歳出それぞれ90億3千万円を計上しております。前年度と比較して、1億3千万円、1.5パーセントの増額となっております。はじめに、歳入予算についてであります。第1款 町税では、前年度と比較して2,638万円増の29億9,614万円を計上しております。次に、第2款 地方譲与税から第12款 交通安全対策特別交付金までの各種交付金では、可能な限り国や県の情報収集に努めて積算を行ったものであります。こうしたなか、第6款 法人事業税交付金では、地方法人課税の偏在是正を目的とした制度改正に伴う新たな交付金として660万円を計上しております。第7款 地方消費税交付金では、消費税率の引上げによる影響により、前年度と比較して8,990万円増の5億430万円を計上しております。第10款 地方特例交付金では、前年度限りで措置された幼児教育・保育の無償化の財源としての子ども・子育て支援臨時交付金がなくなったことから、前年度と比較して2,980万円減の3,680万円を

計上しております。第11款 地方交付税では、普通交付税で前年度と比較して1億1千万円増の23億6千万円、特別交付税で前年度と比較して1千万円減の3億4千万円を計上しております。次に、第13款 分担金及び負担金では、幼児保育の無償化に伴う保育園保育料の減収の通年化などにより、前年度より比較して4,386万7千円減の7,867万1千円を計上しております。次に、第14款 使用料及び手数料では、幼児教育の無償化に伴う幼稚園保育料の減収の通年化などにより、前年度より比較して456万7千円減の1億6,233万1千円を計上しております。次に、第15款 国庫支出金では、幼児教育及び障害福祉にかかる国庫負担金などが増額となることから、前年度と比較して3,518万9千円増の9億5,784万6千円を計上しております。次に、第16款 県支出金では、幼児教育及び障害福祉にかかる県負担金や国勢調査事務にかかる県委託金などが増額となることから、前年度と比較して4,567万5千円増の6億8,622万円を計上しております。次に、第19款 繰入金では、財政調整基金繰入金で前年度と同額の8千万円を計上するなど、その他あわせて8,286万6千円を計上しております。最後に、第22款 町債では、前年度と比較して1億1,100万円減の3億9,750万円を計上しております。なお、自動車取得税交付金については、自動車取得税が昨年10月に廃止されたことから科目を廃止しております。

続きまして、歳出予算の内容についてであります。はじめに、第1款 議会費では、前年度と比較して25万7千円増の1億268万4千円を計上しております。次に、第2款 総務費では、前年度と比較して1億1,186万4千円増の11億4,082万6千円を計上しております。増額の主な理由は、地域集会所の施設整備等の支援やいかるがホールの維持修繕に要する費用の増によるものであります。次に、第3款 民生費では、前年度と比較して420万8千円増の34億7,254万1千円を計上しております。増額の主な理由は、障害福祉にかかる扶助費や会計年度任用職員制度の導入に伴う臨時保育士等の人件費などの増によるものであります。次に、第4款 衛生費では、前年度と比較して1,373万9千円増の9億4,504万9千円を計上しております。増額の主な理由は、ごみ処理等に要する費用の増によるものであります。次に、第5款 農林水産業費では、前年度と比較して3,600万9千円減の1億121万7千円を計上しております。減額の主な理由は、県営事業で実施しておりましたいかるが溜池の環境整備が完了することに伴う負担金の減によるものであります。次に、第6款 商工費では、前年度と比較して1,322万6千円減の1億2,011万円を計上しております。減額の主な理由は、観光会館の撤去が完了したことによるものであります。次に、

第7款 土木費では、前年度と比較して1億583万1千円減の7億9,674万4千円を計上しております。減額の主な内容は、道路新設に要する費用の減と追手団地改修工事の完了によるものであります。次に、第8款 消防費では、前年度と比較して990万2千円増の3億6,963万4千円を計上しております。増額の主な理由は、消防団車両の更新に要する費用の増によるものであります。次に、第9款 教育費では、前年度と比較して、1億2,947万6千円増の10億6,208万9千円を計上しております。増額の主な理由は、私立幼稚園における保育料等無償化補助金や会計年度任用職員制度の導入に伴う臨時講師の人件費などの増によるものであります。最後に、第11款 公債費では、前年度と比較して、1,562万円増の8億6,910万円を計上しております。

次に、議案第11号 令和2年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてであります。予算総額は、歳入歳出それぞれ29億7,450万円を計上しております。前年度と比較して1億2,710万円、4.1パーセントの減額となっております。はじめに、歳入予算についてであります。国民健康保険税では、5億3,184万4千円を計上しております。次に、県支出金では、本町の保険給付等の財源となる保険給付費等交付金などで、21億8,798万8千円を計上しております。次に、繰入金では、事務経費や保険基盤安定負担金などの繰入金、また後期高齢者支援金の不足分に対する一般会計からの支援など、2億4,544万8千円を計上しております。続きまして、歳出予算についてであります。保険給付費では21億7,026万8千円を計上しております。次に、奈良県全体の保険給付の財源として国民健康保険税等を県に支出する国民健康保険事業費納付金で6億9,355万4千円を計上しております。また、特定健康診査を含む保健事業費では2,867万8千円を計上しております。

次に、議案第12号 令和2年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてであります。はじめに、保険事業勘定についてであります。予算総額は、歳入歳出それぞれ25億6,350万円を計上しております。前年度と比較して4,470万円、1.8パーセントの増額となっております。はじめに、歳入予算についてであります。保険料では5億3,404万6千円を計上しております。次に、保険給付及び地域支援事業等にかかる歳入として、国庫支出金で5億3,807万1千円、支払基金交付金で6億5,550万円、県支出金で3億6,622万1千円をそれぞれ計上しております。次に、繰入金では、一般会計繰入金として3億9,220万2千円、介護保険給付費準備基金からの繰入金として7,600万円を計上しております。次に、歳出予算についてであり

ます。介護給付費では23億5,226万5千円を計上しております。また、地域支援事業費では1億3,315万6千円を計上しております。続きまして、介護サービス事業勘定についてであります。予算総額は、歳入歳出それぞれ890万円を計上しております。前年度と比較して50万円、6.0パーセントの増額となっております。はじめに、歳入予算についてであります。介護予防サービス計画費収入として839万円を計上しております。次に、歳出予算についてであります。要支援認定者に対するケアプランの作成を行う職員の人件費及び委託料として860万5千円を計上しております。

次に、議案第13号 令和2年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。予算総額は、歳入歳出それぞれ、4億8,720万円を計上しております。前年度と比較して、3,370万円、7.4パーセントの増額となっております。はじめに歳入予算についてであります。後期高齢者医療保険料では、3億9,742万4千円を計上しております。次に、繰入金では、広域連合の運営にかかる事務経費や保険基盤安定負担金などの繰入れとして、8,867万7千円を計上しております。続きまして、歳出予算についてであります。後期高齢者医療広域連合納付金で、4億8,168万円を計上しております。

次に、議案第14号 令和2年度斑鳩町水道事業会計予算についてであります。はじめに、収益的収入及び支出についてであります。水道事業収益では、7億7,432万1千円を計上しております。前年度と比較して330万1千円、0.4パーセントの減額となっております。また、水道事業費用では、7億5,190万5千円を計上しております。前年度と比較して440万4千円、0.6パーセントの減額となっております。続きまして、資本的収入及び支出についてであります。資本的収入では、1億2,319万1千円を計上しております。前年度と比較して4,569万1千円、27.1パーセントの減額となっております。また、資本的支出では、2億9,821万9千円を計上しております。前年度と比較して4,090万9千円、12.1パーセントの減額となっております。

次に、議案第15号 令和2年度斑鳩町下水道事業会計予算についてであります。はじめに、収益的収入及び支出についてであります。下水道事業収益では、7億1,024万9千円を計上しております。前年度と比較して1,607万9千円、2.3パーセントの増額となっております。また、下水道事業費用では、7億1,024万9千円を計上しております。前年度と比較して1,607万9千円、2.3パーセントの増額となっております。続きまして、資本的収入及び支出についてであります。資本的収入で

は、10億4,270万4千円を計上しております。前年度と比較して1億4,662万3千円、12.3パーセントの減額となっております。また、資本的支出では、10億8,501万3千円を計上しております。前年度と比較して1億4,889万9千円、12.1パーセントの減額となっております。

次に、諮問第1号から諮問第3号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1）から（その3）であります。現委員の北山裕見子氏、中井充啓氏、森田敬子氏の任期が、令和2年6月30日をもって満了となることから、引き続き、北山裕見子氏、中井充啓氏、森田敬子氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

次に、認定第1号 町道認定についてであります。開発道路の帰属等による10路線を新たに町道に認定するものであります。

次に、同意第1号 斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについてであります。斑鳩町公平委員会委員の福井方子氏が、令和2年1月26日に死去されたことから、その後任として、福瀬敏氏を同委員に選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第2号 斑鳩町農業委員会の委員の認定農業者過半数要件の例外規定適用について同意を求めることについてであります。農業委員会の委員の任命について、農業委員会等に関する法律第8条第5項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、斑鳩町農業委員会の委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするについて、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第3号から同意第16号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その1）から（その14）であります。現委員の任期が、令和2年7月19日をもって満了になることから、中川靖広氏、池元秀次氏、岡田功氏、奥野稔氏、紀啓治氏、澤田昌巳氏、辰己昭清氏、塚原康裕氏、西谷喜代嗣氏、西野博之氏、野口英治氏、松井清浩氏、宮崎亮氏、安村博一氏を任命することについて、議会の同意を求めるものであります。

次に、報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）であります。令和元年5月2日、史跡中宮寺跡南東コーナーに斑鳩町が設置した進入路とその東側の町道との間に生じた段差に公園の利用者がつまづき、転倒し負傷されたことについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、令和元年12月23日付で専決処分させていただいたも

のであり、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について）であります。先の報告第2号 損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことに伴う損害賠償にかかる保険金の受入れと損害賠償の支払いであります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8万2千円を追加し、歳入歳出それぞれ93億1,562万3千円とする補正予算について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、令和元年12月23日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第4号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）であります。令和元年12月27日、口座振替業務で利用した王寺町のリーベル王寺立体駐車場において、国保医療課職員が公用車から降車する際、突風によりドアが隣に駐車していた車両に接触し損傷させたことに伴う損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、令和2年1月29日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第5号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）であります。先の報告第4号 損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことに伴う損害賠償にかかる保険金の受け入れと損害賠償の支払いであります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ20万5千円を追加し、歳入歳出それぞれ93億1,582万8千円とする補正予算について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、令和2年1月29日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第6号 令和2年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてであります。令和2年度の斑鳩町文化振興財団の予算は、経常費用で1億5,746万1千円となっております。前年度と比較して48万8千円、0.3パーセントの増となっております。令和2年度の事業計画については、自主文化事業として22事業を計画し、事業費は、887万4千円となっております。次に、斑鳩町文化振興センターの管理及び運営では、その事業費として、1億1,960万2千円を計上しております。また、図書館管理事業費で、1,384万4千円を計上しております。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましてもあたたかいご審議を賜りまして、原案どおり議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（坂口徹君） ここで13時まで休憩いたします。

（ 午前 11時47分 休憩 ）

（ 午後 1時00分 再開 ）

○議長（坂口徹君） 再開いたします。

ここでお諮りいたします。

本日提出されております議案について、さきほど町長から総括提案説明を受けましたので、日程8. 議案第1号から日程22. 議案第15号までと日程26. 認定第1号の町長提案の16議案については、会議規則第39条第3項の規定により、提案説明を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程8. 議案第1号 斑鳩町手話言語条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、議案第1号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、厚生常任委員会に付託いたします。

次に、日程9. 議案第2号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、議案第2号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、日程10. 議案第3号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、議案第3号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第3号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、日程11. 議案第4号 斑鳩町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正す

る条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

11番 濱議員。

○11番（濱真理子君） 議案第4号 斑鳩町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてお伺いいたします。この新旧の対照表とかを見せていただいても少し内容がわかりませんので、ご説明をまずお願いしたいです。

○議長（坂口徹君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 今回の改正につきましては、新たに会計年度任用職員を、令和2年4月1日から導入することによりまして、サービス宣誓についてこれまでの職員と違った形で行うということで、改正をさせていただいたものでございます。

○議長（坂口徹君） 11番 濱議員。

○11番（濱真理子君） これまでと違った形ができるということですが、これまでも正規の職員さんでなくて、名前は変わりましたが、それまでの非常勤のかたというのは、宣誓ということについては行われてなかったんでしょうか。それとも、その辺のことを教えていただきたいです。

○議長（坂口徹君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 正規の職員につきましては、面前で宣誓をしなければならないこととなっております。臨時職員さん、臨時職員さんと呼ばさせていただきます、臨時職員さんにつきましては、その書面を提出することによって、宣誓いただいたということで取り扱いをしておりますところでございます、以上です。

○議長（坂口徹君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） そういたしましたら、今の回答のように、宣誓書というのを出すけれども、正規の職員さんはちゃんと面と向かって読み上げてということを目指すけれども、臨時職員さんは文書を出すということで今まではされたのが、今回のことではそのところが、同じようにしてもいいというのが、ここにある、別段の定めというところのことを示しているんですか。つまり、今までと、従前どおりするために、この条例案を整理したということでしょうか。

○議長（坂口徹君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） おっしゃるとおりでございます、これまでのとおりのことをきちっと書き表したということでございます。

○議長（坂口徹君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） わかりました。ありがとうございます、結構です。

○議長（坂口徹君） 他、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、議案第4号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、日程12．議案第5号 斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

12番 木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今回のこの条例改正ですけれども、新たに事業系のごみについては負担を求めるといふ形にも見えるんですけれども、これまで事業系のごみというのはですね、どういう形で出されていて、今回こういうふう処理手数料を新たに設定することで、その事業者の負担というのは、どういうふうになっていくんでしょうか。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） まず最初、これまでの事業所の排出の関係でございますけれども、これらにつきましては事業系の指定袋というのを作成して、そちらのほうを事業者のほうに買っていただくというところで、特大から小まで4種類のそれぞれ袋に応じたご負担をいただいております。あと、今回10キログラムまでの160円、生ごみの新たに設定させていただいたことにつきましては、これまではこういった指定袋を用いて搬出をしていただいておりますけれども、例えばこの中の指定ごみ袋、これが160円で購入していただくということになっておりました。これがおおむね生ごみの量でいいますと、8キロから9キロ程度入る量でございますけれども、そういったことでいいますと、分別して出していただきますと10キロ160円で処理できますので、だいたい1割から2割、事業者の負担が減ることになります。

○議長（坂口徹君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今まで出していたよりも負担が減ったうえに、さらに分別も進むという内容で設定されたということで理解しておきます。今、部長のほうで1割から2割ということで負担軽減効果がありますよというふうにおっしゃっていただいたんですけども、分けるのに手間がかかったりとかで、これ実施して、その分別がどこまで進むのかっていうのは、よく見ていただきたいなと思うんです。やっぱり手間がかかるからなかなか進まないということであれば、もうちょっと金額についても見直すなりして、やっぱり分けたほうがきちっと負担が軽減するというところで事業所が取り組んでいただけるような取り組み、可燃ごみを削減していくと、分別を進めていくというのが最大の

目的だというふうに思いますので、その点については注視していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いしておきます。

○議長（坂口徹君） これをもって、議案第5号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、厚生常任委員会に付託いたします。

次に、日程13．議案第6号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、議案第6号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第6号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

次に、日程14．議案第7号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、議案第7号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第7号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、日程15．議案第8号 令和元年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、議案第8号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、厚生常任委員会に付託いたします。

次に、日程16．議案第9号 令和元年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、議案第9号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、厚生常任委員会に付託いたします。

次に、日程17．議案第10号から日程22．議案第15号までの6議案は、令和2年度各会計の予算にかかる案件です。よって、会議規則第37条の規定により、6議案を一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、日程17．議案第10号 令和2年度斑鳩町一般会計予算について、日程18．議案第11号 令和2年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、日程1

9. 議案第12号 令和2年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、日程20.
議案第13号 令和2年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、日程21. 議
案第14号 令和2年度斑鳩町水道事業会計予算について、日程22. 議案第15号
令和2年度斑鳩町下水道事業会計予算について、以上6議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました6議案について、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) これをもって、議案第10号から議案第15号までの6議案に関する総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております6議案については、委員会条例第5条の規定により、委員7名をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、議案第10号から議案第15号までの6議案については、委員7名をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することと決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました特別委員会の委員は、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名します。

総務常任委員会から、伴議員、横田議員。厚生常任委員会から、小城議員、奥村議員。建設水道常任委員会から、齋藤議員、木澤議員。広報発行常任委員会から、溝部議員。

以上、7名の議員を指名いたします。各議員には、よろしくお願ひいたします。

次に、日程23. 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて(その1)、日程24. 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて(その2)、日程25. 諮問第3号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて(その3)、以上3議案を会議規則第37条の規定により一括議題とし、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号から諮問第3号の3議案については一括議題とし、委員会付託を省略いたします。理事者の提案説明を求めます。

面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） それでは、諮問第1号から諮問第3号の人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1）から（その3）につきまして、ご説明申し上げます。本諮問は、現委員の北山裕見子氏、中井充啓氏、森田敬子氏の任期が、令和2年6月30日をもって満了となることから、引き続き、北山裕見子氏、中井充啓氏、森田敬子氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、諮問第1号から、順次、議案書を朗読させていただきまして、ご説明いたします。

はじめに、諮問第1号です。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1）

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

令和2年3月2日 提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町服部2丁目12番3号

氏 名 北山 裕見子

生年月日 昭和26年1月6日

北山裕見子氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりでございます。

朗読につきましては、省略をさせていただきます。

続きまして、諮問第2号です。

諮問第2号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その2）

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

令和2年3月2日 提出

記

住 所 斑鳩町龍田西3丁目13番11号

氏 名 中井 充啓

生年月日 昭和25年4月1日

中井充啓氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりでございます。

朗読につきましては、省略をさせていただきます。

続きまして、諮問第3号です。

諮問第3号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その3）

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

令和2年3月2日 提出

斑鳩町長 中西 和 夫

記

住 所 斑鳩町稲葉西1丁目7番4号

氏 名 森田 敬子

生年月日 昭和35年6月15日

森田敬子氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりでございます。

朗読につきましては、省略をさせていただきます。

以上をもちまして、説明とさせていただきますが、何とぞ、ご了承を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） お諮りいたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1）については、質疑、討論を省略し、適任であるとの意見を付して答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については、満場一致をもって適任であるとの意見を付して答申することに決しました。

続いてお諮りいたします。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その2）については、質疑、討論を省略し、適任であるとの意見を付して答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号については、満場一致をもって適任であるとの意見を付して答申することと決しました。

続いてお諮りいたします。

諮問第3号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その3）については、質疑、討論を省略し、適任であるとの意見を付して答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号については、満場一致をもって適任であるとの意見を付して答申することと決しました。

次に、日程26. 認定第1号 町道認定についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） これをもって、認定第1号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認定第1号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

次に、日程27. 同意第1号 斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） それでは、同意第1号 斑鳩町公平委員会委員の選任につい

て同意を求めることにつきまして、ご説明申しあげます。本同意は、斑鳩町公平委員会委員の福井方子氏が令和2年1月26日に死去されたことから、その後任として、福瀬敏氏を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます、ご説明といたします。

同意第1号

斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和2年3月2日 提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町服部2丁目17番7号

氏 名 福瀬 敏

生年月日 昭和26年8月16日

福瀬敏氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりでございます。

朗読につきましては、省略をさせていただきます。

以上をもちまして、説明とさせていただきますが、何とぞ、満場一致でご同意賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

○議長（坂口徹君） お諮りいたします。

同意第1号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号については、満場一致で同意されました。

次に、日程28．同意第2号 斑鳩町農業委員会の委員の認定農業者過半数要件の例外規定適用について同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

植村都市建設部長。

- 都市建設部長（植村俊彦君） 同意第2号 斑鳩町農業委員会の委員の認定農業者過半数要件の例外規定適用について同意を求めることについて、ご説明申しあげます。

まず、議案書を朗読いたします。

同意第2号

斑鳩町農業委員会の委員の認定農業者過半数要件の
例外規定適用について同意を求めることについて

標記について、農業委員会等に関する法律第8条第5項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、斑鳩町農業委員会の委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするについて、議会の同意を求めます。

令和2年3月2日 提出

斑鳩町長 中西和夫

本議案につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第5項により、農業委員の任命にあたりましては、認定農業者等の数が農業委員の過半数を占めることと規定されているところでありますが、過半数を占めることを要しない例外といたしまして、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号において、農業委員の少なくとも4分の1を認定農業者等または認定農業者等に準ずる者とするとの規定がありますことから、この認定農業者過半数要件の例外規定を適用することとし、これについて議会の同意を求めるものでございます。なお、本定例会に上程させていただいております斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて、の14人の農業委員候補者における認定農業者数は5人、認定農業者等に準ずる者は1人、計6人となっております、14人の4分の1である4人以上の認定農業者等または認定農業者等に準ずる者となっているところでございます。

以上、同意第2号 斑鳩町農業委員会の委員の認定農業者過半数要件の例外規定適用について同意を求めることについての説明といたします。よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（坂口徹君） お諮りいたします。

同意第2号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、同意第2号については、満場一致で同意されました。

次に、日程29. 同意第3号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて(その1)を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、中川議員の退場を求めます。

(中川議員 退場)

○議長(坂口徹君) お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、同意第3号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

面巻総務部長。

○総務部長(面巻昭男君) それでは、同意第3号の斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて(その1)につきまして、ご説明申し上げます。本同意は、現在の斑鳩町農業委員会委員の任期が令和2年7月19日をもって満了となることから、新たに、中川靖広氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。ご説明といたします。

同意第3号

斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて(その1)

標記について、下記の者を斑鳩町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和2年3月2日 提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町龍田3丁目6番26号

氏 名 中川 靖広

生年月日 昭和39年6月19日

なお、中川靖広氏は、農業委員会等に関する法律第8条第6項に規定する、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者に該当される方でございます。

中川靖広氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりであります。

朗読につきましては、省略をさせていただきます。

以上をもちまして、説明とさせていただきますが、何とぞ満場一致でご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） お諮りいたします。

同意第3号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号については、満場一致で同意されました。

中川議員の入場を求めます。

（中川議員 入場）

○議長（坂口徹君） 中川議員にお知らせいたします。

同意第3号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その1）は、満場一致で同意されました。

次に、日程30．同意第4号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その2）、日程31．同意第5号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その3）、日程32．同意第6号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その4）、日程33．同意第7号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その5）、日程34．同意第8号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その6）、日程35．同意第9号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その7）、日程36．同意第10号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その8）、日程37．同意第11号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その9）、日程38．同意第12号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その10）、日程39．同意第13号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その11）、日程40．同意第14号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その12）、日程41．同意第15号 斑鳩町農

業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その13）、日程42. 同意第16号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その14）、以上13議案を、会議規則第37条の規定により一括議題とし、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、同意第4号から同意第16号までの13議案については一括議題とし、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） それでは、同意第4号から同意第16号の、斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その2）から、（その14）につきまして、ご説明申しあげます。先ほどの、同意第3号と同様の事由によりまして、池元秀次氏、岡田功氏、奥野稔氏、紀啓治氏、澤田昌巳氏、辰己昭清氏、塚原康裕氏、西谷喜代嗣氏、西野博之氏、野口英治氏、松井清浩氏、宮崎亮氏、安村博一氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

それでは、同意第4号から順次、議案書を朗読させていただきまして、ご説明といたします。

まず、同意第4号です。

同意第4号

斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その2）
標記について、下記の者を斑鳩町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和2年3月2日 提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町法隆寺北1丁目4番39号

氏 名 池元 秀次

生年月日 昭和22年9月8日

なお、池元秀次氏は、農業委員会等に関する法律第8条第5項に規定する、認定農業者等の方でございます。

池元秀次氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりでございます。

朗読につきましては、省略をさせていただきます。

続きまして、同意第5号でございます。

同意第5号

斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その3）
標記について、下記の者を斑鳩町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等
に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和2年3月2日 提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町法隆寺南1丁目6番6号

氏 名 岡田 功

生年月日 昭和18年7月28日

なお、岡田功氏は、農業者の方でございます。

岡田功氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりでございます。

朗読につきましては、省略をさせていただきます。

続きまして、同意第6号でございます。

同意第6号

斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その4）
標記について、下記の者を斑鳩町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等
に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和2年3月2日 提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町法隆寺2丁目4番40号

氏 名 奥野 稔

生年月日 昭和29年9月5日

なお、奥野稔氏は、農業者の方でございます。

奥野稔氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりでございます。

朗読につきましては、省略をさせていただきます。

続きまして、同意第7号でございます。

同意第 7 号

斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その 5）
標記について、下記の者を斑鳩町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等
に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めます。

令和 2 年 3 月 2 日 提出

斑鳩町長 中西 和 夫

記

住 所 斑鳩町神南 1 丁目 7 番 3 3 号

氏 名 紀 啓治

生年月日 昭和 2 1 年 7 月 1 9 日

なお、紀啓治氏は、農業委員会等に関する法律第 8 条第 5 項に規定する、認定農業者
等の方でございます。

紀啓治氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりでございます。

朗読につきましては、省略をさせていただきます。

続きまして、同意第 8 号であります。

同意第 8 号

斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その 6）
標記について、下記の者を斑鳩町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等
に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めます。

令和 2 年 3 月 2 日 提出

斑鳩町長 中西 和 夫

記

住 所 斑鳩町龍田 1 丁目 8 番 6 号

氏 名 澤田 昌巳

生年月日 昭和 2 8 年 8 月 1 1 日

なお、澤田昌巳氏は、農業委員会等に関する法律第 8 条第 5 項に規定する、認定農業者
等の方でございます。

澤田昌巳氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりでございます。

朗読につきましては、省略をさせていただきます。

続きまして、同意第 9 号でございます。

同意第 9 号

斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その7）
標記について、下記の者を斑鳩町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等
に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和2年3月2日 提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町稲葉車瀬1丁目12番15号

氏 名 辰己 昭清

生年月日 昭和25年12月20日

なお、辰己昭清氏は、農業委員会等に関する法律第8条第5項に規定する、認定農業
者等の方でございます。

辰己昭清氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりであります。

朗読につきましては、省略をさせていただきます。

続きまして、同意第10号でございます。

同意第10号

斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その8）
標記について、下記の者を斑鳩町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等
に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和2年3月2日 提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町大字三井611番地

氏 名 塚原 康裕

生年月日 昭和60年11月2日

なお、塚原康裕氏は、農業委員会等に関する法律第8条第5項に規定する、認定農業
者等の方でございます。

塚原康裕氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりでございます。

朗読につきましては、省略をさせていただきます。

続きまして、同意第11号でございます。

同意第11号

斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その9）

標記について、下記の者を斑鳩町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和2年3月2日 提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町興留東1丁目7番2号

氏 名 西谷 喜代嗣

生年月日 昭和30年6月6日

なお、西谷喜代嗣氏は、農業者の方でございます。

西谷喜代嗣氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりでございます。

朗読につきましては、省略をさせていただきます。

続きまして、同意第12号でございます。

同意第12号

斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その10）
標記について、下記の者を斑鳩町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和2年3月2日 提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町目安1丁目12番27号

氏 名 西野 博之

生年月日 昭和26年12月12日

なお、西野博之氏は、農業者の方でございます。

西野博之氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりであります。

朗読につきましては省略をさせていただきます。

続きまして、同意第13号でございます。

同意第13号

斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その11）
標記について、下記の者を斑鳩町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和2年3月2日 提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町法隆寺2丁目8番4号

氏 名 野口 英治

生年月日 昭和22年3月31日

なお、野口英治氏は、農業者の方でございます。

野口英治氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりでございます。

朗読につきましては、省略をさせていただきます。

続きまして、同意第14号でございます。

同意第14号

斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その12）
標記について、下記の者を斑鳩町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等
に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和2年3月2日 提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町高安1丁目5番35号

氏 名 松井 清浩

生年月日 昭和48年1月28日

なお、松井清浩氏は、農業委員会等に関する法律第8条第5項に規定する、認定農業者等の方でございます。

松井清浩氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりであります。

朗読につきましては、省略をさせていただきます。

続きまして、同意第15号であります。

同意第15号

斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その13）
標記について、下記の者を斑鳩町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等
に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和2年3月2日 提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町龍田南4丁目3番17号

氏 名 宮崎 亮

生年月日 昭和17年12月17日

なお、宮崎亮氏は、農業者の方でございます。

宮崎亮氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりでございます。

朗読につきましては省略をさせていただきます。

最後に、同意第16号でございます。

同意第16号

斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その14）
標記について、下記の者を斑鳩町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等
に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和2年3月2日 提出

斑鳩町長 中西 和 夫

記

住 所 斑鳩町法隆寺北2丁目1番21号

氏 名 安村 博一

生年月日 昭和26年4月22日

なお、安村博一氏は、農業者の方でございます。

安村博一氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりでございます。

朗読につきましては省略をさせていただきます。

以上をもちまして、説明とさせていただきますが、何とぞ、満場一致でご同意賜りま
すよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） お諮りします。

同意第4号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（そ
の2）については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、同意第4号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りいたします。

同意第5号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（そ
の3）については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、同意第5号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りいたします。

同意第6号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて(その4)については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、同意第6号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りいたします。

同意第7号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて(その5)については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、同意第7号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りいたします。

同意第8号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて(その6)については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、同意第8号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りいたします。

同意第9号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて(その7)については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、同意第9号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りいたします。

同意第10号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて(その8)については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、同意第10号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りいたします。

同意第11号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて(その9)については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、同意第11号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りいたします。

同意第12号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて(その10)については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、同意第12号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りいたします。

同意第13号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて(その11)については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、同意第13号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りいたします。

同意第14号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて(その12)については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、同意第14号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りいたします。

同意第15号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その13）については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、同意第15号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りいたします。

同意第16号 斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて（その14）については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、同意第16号については、満場一致で同意されました。

次に、日程43. 陳情第1号 「交通事業者への働きかけを強める」意見書採択のお願いについて、を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第1号は、厚生常任委員会に付託いたします。

次に、日程44. 報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、日程45. 報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について）の2議案は、いずれも同一事故にかかる議会の委任による町長専決処分の報告であります。

よって、会議規則第37条の規定により2議案を一括議題とし、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、報告第2号及び報告第3号の2議案については、一括議題とし、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

山本教育長。

○教育長（山本雅章君） それでは、報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）及び、報告第3号 議会の委任による町長専

決処分の報告について（令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について）の説明をさせていただきます。

最初に、報告第2号でございます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第2号

議会の委任による町長専決処分の報告について

（損害賠償の額の決定について）

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和2年3月2日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書も朗読をさせていただきます。

斑専第8号

専決処分書

損害賠償の額の決定について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和元年12月23日

斑鳩町長 中西和夫

もう1枚めくっていただきまして、3枚目の損害賠償の額の決定についてであります。

史跡中宮寺跡南東コーナーの進入路の段差において、公園の利用者がつまづき転倒し負傷した事故による損害賠償を次のとおり決定する。

記

1. 損害賠償の額 81,690円

2. 損害賠償の相手方 奈良県生駒郡斑鳩町東福寺1丁目4番21号 荒井 克己

この事故の概要でございますが、去る令和元年5月2日、史跡中宮寺跡を利用しておられました荒井氏が、史跡中宮寺跡南東コーナー部の進入路と町道との接続部の段差につまづき、転倒をして上唇等を切るなどの負傷をした事故が発生いたしました。

そして、このほどこの負傷による治療が終了し、令和元年12月23日に荒井氏との示談が成立いたしましたことから、地方自治法第180条第1項の規定により議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、同日付で損害賠償の額の決定につい

て専決処分させていただいたものでありまして、同法同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

続きまして、報告第3号の議会の委任による町長専決処分の報告について（令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について）でございます。

まず、これにつきましても、議案書を朗読させていただきます。

報告第3号

議会の委任による町長専決処分の報告について

（令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について）

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和2年3月2日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読をさせていただきます。

斑専第9号

専決処分書

令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和元年12月23日

斑鳩町長 中西和夫

これにつきましては、先ほどの報告第2号の損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことにもないます損害賠償にかかる保険金の受け入れと、損害賠償金の支払いのための補正でございます。この補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8万2千円を追加し、歳入歳出それぞれ93億1,562万3千円とするものであります。補正予算書の予算に関する説明書に基づきまして、ご説明をさせていただきます。5ページをごらんいただきたいと思います。

まず、歳入予算の補正でございます。第21款 諸収入、第5項 雑入、第5目 雑入、第6節 雑入に、総合賠償補償保険金といたしまして8万2千円を増額補正するものであります。次に、6ページをお開きください。歳出予算の補正であります。第9款 教育費、第5項 社会教育費、第4目 文化財保存費、第22節 補償補填及び賠償金で、賠償金として8万2千円を増額補正するものであります。

申し訳ございませんが、1 ページに戻っていただけますでしょうか。予算の総則の朗読をさせていただきます。

令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）

令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9,315,623千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月23日専決

斑鳩町長 中西和夫

以上で、報告第2号の議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）及び報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について）の説明とさせていただきます。

何とぞどうぞご了承を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） 報告が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） この町道と設置された進入路との間に段差が生じたということなんですが、その段差っていうのは施工が原因か、設計が原因か、またどれぐらいの段差かお聞かせいただきたいと思います。

○議長（坂口徹君） 山本教育長。

○教育長（山本雅章君） 設計、施工の段階からこちらに非があるということでございます。以上です。

○議長（坂口徹君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 設計、施工の、当初から非があるということは、そもそも段差をつくった施工であったということですか。

○議長（坂口徹君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） 敷地内の通路と前面の町道との、その段差です。敷地内の通路自体はそのまま水平でもって行って、前の前面の道路は、そこで10センチほどの段差ついたというのは、状況的には階段的なものにも見える状況ですねけども、明らかに設計ミスかと言われたら、ちょっとその辺は難しいところあると思います。道路との

段差ですんで、階段として見る方法、見方もありますんで、ちょっと一方的に設計ミスということではなしに、水平にもっていくか、すりつけるか、その違いで段差が生じたということです。

○議長（坂口徹君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 理解できました。そのようなね、もともと当初からあった段差で、つまづかれてけがをされた方には気の毒ですがね、その段差でつまづいてけがしたものに対して、みなやっぱり行政が補償していくものですか。

○議長（坂口徹君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 中川議員のご質問にお答えします。なんらかの瑕疵ですね、町のほうに瑕疵があった場合、そういった場合につきましては、本町から損害賠償という形でお支払いするべきなのかなというふうには考えております。以上でございます。

○議長（坂口徹君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 公園の進入路があります。東側の町道があります。これ段差がある、そういうところたくさんありますよね、その瑕疵っていうのはどこにあるんですか。

○議長（坂口徹君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） この場合は難しいんですけども、例えば今までございました、いわゆる負傷ではないんですけども、例えばグレーチングがございますね、グレーチングで、それがめくれあがって、いわゆる車体に傷をつけたとか、いった場合につきましてもこれまでに損害賠償として支払っている例はございます。以上です。

○議長（坂口徹君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 進入路と町道の段差のどこに瑕疵があるんですか。

○議長（坂口徹君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 今回の件につきましては、本町のほうにおきましても、そういった施工部分で瑕疵があったものと考えており、今回そういったものについて賠償させていただいたというふうに考えています。

○議長（坂口徹君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 理解はしにくいですけど、しつこく、もう言いませんが、これを原因、もとのね、今後のために、当町の役場の駐車場でもね、つまづく段差っていうのは、たくさんあちこちにあるんですよね。そういうことを何日も何か月も前に指摘はしておりますが、なんの計画のしていただいてませんので、そういうこともぜひとも進めていただきたいということを申しあげて終わります。

○議長（坂口徹君） これをもって、質疑を終結いたします。

報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）及び報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について）を終わります。

次に、日程46．報告第4号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、日程47．報告第5号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）の2議案は、いずれも同一事故にかかる議会の委任による町長専決処分の報告であります。

よって、会議規則第37条の規定により2議案を一括議題とし、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、報告第4号及び報告第5号の2議案については、一括議題とし、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） それでは、報告第4号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）及び報告第5号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）につきまして、一括してご説明を申し上げます。

はじめに、報告第4号でございます。議案書を朗読いたします。

報告第4号

議会の委任による町長専決処分の報告について

（損害賠償の額の決定について）

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和2年3月2日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第1号

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和2年1月29日

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、3枚目でございます。損害賠償の額の決定についてを朗読いたします。

損害賠償の額の決定について

口座振替業務で利用した奈良県北葛城郡王寺町のリーベル王寺立体駐車場において、公用車から降車する際、突風によりドアが隣に駐車していた車両に接触し損傷した事故による損害賠償を次のとおり決定する。

記

1. 損害賠償の額 204,800円
2. 損害賠償の相手方 奈良県北葛城郡河合町薬井343
森 富 男

本件につきましては、去る2月19日開催の厚生常任委員会におきまして、あらかじめ状況をご報告いたしましたものでございます。

令和元年12月27日午前11時10分ごろ、口座振替業務で利用した北葛城郡王寺町のリーベル王寺立体駐車場において、公用車から降車する際、突風にあおられ、公用車の運転席側ドアが勢いよく開き、隣に駐車されていた河合町に在住の森富男氏が所有する車両のドアに接触し、損傷を与えたものであります。当日運転しておりましたのは、国保医療課の山崎篤であり、突風にあおられ対処できなかったとはいえ、周囲の状況の確認が不足していたことが原因と考えるものでございます。

この事故によります損害賠償の額として、森氏に20万4,800円を支払うことで示談が成立いたしましたことから、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、令和2年1月29日付で損害賠償の額の決定について専決処分をさせていただいたものでございまして、同法同条第2項の規定により議会に報告させていただくものでございます。

続きまして、報告第5号についてでございます。議案書を朗読させていただきます。

報告第5号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(令和元年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和2年3月2日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第2号

専 決 処 分 書

令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和2年1月29日

斑鳩町長 中西和夫

これは、先ほどの報告第4号の損害賠償の額の決定について専決処分をさせていただいたことに伴います損害賠償にかかる保険金の受け入れと、損害賠償の支払いのための補正でございます。歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ20万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9億3,582万8千円とするものでございます。補正予算書の予算に関する説明書に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

5ページをお開きいただけますでしょうか。はじめに、歳入予算の補正でございます。第21款 諸収入、第5項 雑入、第5目 雑入でございます。自動車損害共済金といたしまして20万5千円を増額補正いたしましたものでございます。次に、6ページでございます。歳出予算の補正でございます。第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費でございます。補償補填及び賠償金で賠償金といたしまして20万5千円を増額補正いたしましたものでございます。

それでは、1ページにお戻りをいただきたいと思います。予算総則を朗読させていただきます。

令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）

令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ205千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9,315,828千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年1月29日専決

斑鳩町長 中西和夫

本件につきましても、周りの状況をよく確認していれば防ぐことができた事故であると認識をいたしておりまして、職員には改めまして公用車の利用には細心の注意を払うよう指導をいたしたところでございます。今後このようなことを起こさないよう、一層注意してまいりたいと思いますので、ご理解のほど、よろしく願いをいたしたいと存じます。

以上で、報告第4号及び報告第5号の報告についての説明とさせていただきます。何とぞよろしくご了承賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（坂口徹君） 報告が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

4番、小城議員。

○4番（小城世督君） 今報告を受けましてですね、仕方のない事故であるが、周りを確認しなかったと、今部長の答弁もありました。そのあと職員には指導して今後起こらないということで、指導されたと思うんですが、その職員の方に対して反省文であったり、始末書であったりってことは行われたんでしょうか。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 該当職員より始末書のほう提出させています。

○議長（坂口徹君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） 理解いたしました、ありがとうございます。

○議長（坂口徹君） これをもって、質疑を終結します。

報告第4号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）及び報告第5号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）を終わります。

○議長（坂口徹君） 次に、日程48. 報告第6号 令和2年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、報告第6号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） それでは、報告第6号 令和2年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

報告第6号

令和2年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和2年3月2日 提出

斑鳩町長 中西和夫

それでは、資料の令和2年度斑鳩町文化振興財団事業計画及び予算に基づきまして、ご説明を申しあげます。

1ページをお願いいたします。令和2年度事業計画であります。はじめに、(1)地域文化の振興事業、地域の文化に関する情報等の収集及び提供事業であります。①公演・文化講座事業であります。この事業は、自主文化事業、友の会事業等で構成されるもので、新年度、令和2年度は23事業、事業費合計は2,097万1千円を計上しております。1つ目の自主文化事業であります。この事業は財団の自主事業として開催するもので、22事業を計画し、事業費は887万4千円を計上しております。その内訳は、1つ目の住民参加型事業は5事業で、事業費は312万円、2つ目の育成型事業は10事業で、事業費は287万円、3つ目の芸術文化鑑賞型事業は7事業で、事業費は288万4千円を計上しております。これら事業の概要につきましては、次の2ページから4ページにかけて、事業名、開催予定内容、事業趣旨、事業費、収入見込額について記載されておりますので、後ほどごらんいただければと思います。1ページにお戻りいただけますでしょうか。2つ目の友の会事業でございます。いかるがホールの文化事業を促進するため、友の会を編成し、文化情報の収集、提供を行うもので、事業費は61万6千円を計上しております。次に、3つ目の共通ですが、これは、公演・文化講座事業に共通でかかる経費で、事業費は1,148万1千円を計上しております。

続きまして、(2)地域の文化活動拠点の管理・運営に関する事業であります。はじめに、①斑鳩町文化振興センターの管理及び運営事業であります。この事業は、斑鳩町

から指定管理者の指定を受けて、斑鳩町文化振興センターのホール部分の管理運営を実施するもので、事業費合計は1億1,960万2千円を計上しております。これに対する収益は、指定管理料収益で9,451万7千円、使用料収益で2,500万円を見込んでおります。その内訳でございますが、1つ目の公益目的利用に関する施設管理及び施設貸与事業は、いかるがホールを文化、福祉活動等の公益目的利用に貸与し、ホールを管理運営するもので、事業費は1億1,422万6千円を計上しております。2つ目の公益目的外利用に関する施設管理及び施設貸与事業は、公益利用に使用されていない施設を収益活動等の公益目的外利用に貸与するもので、事業費は537万6千円を計上しております。続きまして、②斑鳩町立図書館の管理事業であります。この事業は、斑鳩町教育委員会と管理委託契約を締結し、斑鳩町文化振興センターの図書館部門を管理するもので、事業費は1,384万4千円を計上しております。

以上が、令和2年度の事業計画であります。

続きまして、6ページから7ページにかけましての正味財産増減予算書であります。この予算書は、法人全体の財産の増減を、前年度と比較したものであります。7ページの下段をお願いいたします。令和2年度は、固定資産等の取得予定がないことから、当期経常増減額は什器減価償却額の63万2千円と車両運搬具減価償却額の35万1千円の合計額98万3千円の減少のみとなり、正味財産期末残高は1億78万3千円となります。11ページをお願いいたします。A3版の資料でございますが、この資料は正味財産増減予算書を各会計、そして事業別、さらに、公1の公演・文化講座事業では、その事業区分別に記載したものでございます。これらの詳細につきましては、次の13ページから19ページにかけまして、会計別、事業別、科目別で、予算額、説明などを記載しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

以上で、斑鳩町文化振興財団事業計画の報告とさせていただきます。なお、この報告の議案につきましては、文化振興財団理事会において、去る2月10日に書面で決議をされ、2月20日の財団評議員会におきまして承認を得ておりますことをあわせてご報告申しあげます。

以上で、報告第6号 令和2年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告につきましても説明とさせていただきます。何とぞ、よろしくお願い申しあげます。

○議長（坂口徹君） 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。報告にありました、2.友の会事業につ

いてちょっとお伺いしたいんですけども、これの、前年の、前年度とおなじところで事業計画されていると思います。その前から推移といいますか、今後先、どのような見通しでやっておられるか、またその理事会等、評議員会でどういった、ここに対する話が出たのかっていうのがわかればお教え願いたいです。

○議長（坂口徹君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 友の会の事業の推移でございますが、文化振興財団より聞いております内容につきましては、令和元年度が一般会員で383名、法人の会員で75名となっているところでございます。これに基づきまして令和2年度の計画といたしましては、一般会員で400名程度、そして法人会員で70口程度の計画を予定されているというふうに聞いております。以上でございます。

○議長（坂口徹君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。しっかりと目標と言いますか、達成できるようにと言いますか、それ以上に増やせるように努力していただけたらと思います。以上です。

○議長（坂口徹君） これをもって、報告第6号に関する質疑を終結いたします。

報告第6号 令和2年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明日3月3日から4日までは休会、5日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。どうもお疲れさまでした。

（午後2時25分 散会）